

## 平成23年第7回那須烏山市議会12月定例会（第2日）

平成23年11月30日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時08分

## ◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
4番	久保居光一郎	7番	高德正治
8番	佐藤昇市	9番	板橋邦夫
10番	水上正治	11番	平山進
12番	佐藤雄次郎	13番	小森幸雄
14番	滝田志孝	15番	高田悦男
16番	中山五男	17番	平塚英教
18番	樋山隆四郎		

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	羽石浩之
教育次長	岡清隆
総合政策課長	坂本正一
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	平山隆
福祉事務所長	平山正夫
健康福祉課長	樋山洋平
こども課長	鈴木重男
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	高橋博

環境課長	小 川 祥 一
都市建設課長	福 田 光 宏
上下水道課長	栗 野 育 夫
学校教育課長	大 野 治 樹
生涯学習課長	川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長	堀 江 久 雄
書 記	薄 井 時 夫
書 記	大 鐘 智 夫

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（滝田志孝） おはようございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（滝田志孝） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いをいたします。

通告に基づき4番渡辺健寿議員の発言を許します。

4番渡辺健寿議員。

[4番 渡辺健寿 登壇]

○4番（渡辺健寿） 皆さんおはようございます。12月の定例会、一般質問、本日より3日間行われるわけであります。私、通告書を決して早くはなかったんですけども、届出が1番目ということで議長より許可がありました。4番の渡辺健寿です。よろしく願いいたします。

また、本日は早朝より、市民の皆様には議会傍聴にお出かけいただきまして、まことにありがとうございます。今後ともよろしく願いしたいと思っております。

さて、今、日本を取り巻く情勢は極めて憂慮すべきことがたくさんございます。震災復興はもとより、先般は環太平洋経済連携協定TPP交渉に参加するといったようなことで、国じゅうが大問題となっている現状でございます。

関税撤廃の例外を原則認めないという交渉でありますので、国内農業への影響は4,000億円とも言われております。GDP国内総生産の減少が7兆9,000億円も影響があるであろうということでもあります。食料の自給率は今の40%から12、3%まで低下することと予測されている状況でございます。

関税撤廃により輸入農産物が急増すれば、国内農産物の価格は大幅下落し、日本の農業は壊滅的被害を受けると危惧されているわけであります。政府は所得補償で国内農業とTPP交渉で両立させるということをおっしゃっておりますが、農業予算のもととなっている農畜産物の輸入関税が失われることになれば、財政支援が成り立たないというのは明らかな状況にあるわけであ

ります。

これまで国民の食料を生産してきた農業者の誇りを踏みにじる対応は、結果として日本じゅうに耕作放棄地の増大を招き、日本の経済全体を特に地方の経済は壊滅的な被害を受け、都市と地方の格差がますます広がることが懸念される状況でございます。

昭和49年当時、世界の人口は38億人と言われておりましたが、ことしに至っては70億人を超えるという状況であります。35年ぐらいで倍々に人口がふえているというのが現実、また今後も予想されていることでもあります。

飢餓のない十分な食料資源が賄えるのは50億人程度が理想的だと言われていた中において、日本においては食料の安全保障にとっても重大な関心事ということになってくるかと思われま。本年は3月の大震災に続く9月の台風15号の豪雨、増水等によりまして、本市においても大きな被害がありました。

そこで、私の質問は3項目ほどさせていただきますが、第1点目としまして、台風15号による市内の被害状況と対応策についてであります。主なる被害物件及び件数、被害額と復旧を要する施設等の事業額及び対応施策等の対応状況、進捗状況について伺うものであります。

資料をいただきましたとおり、那珂川の最高水位が6メートル11にも及ぶかつての平成10年の那須水害、さらに昭和61年の茂木水害を上回る水位が記録されたという現状であります。道路、住宅等の点、さらに農作物及び農業用施設の状況と今後の対応策、特に農業用施設については春の農繁期という期限があるわけでありますので、それに対応した取り組みが必要かと思われま。この辺につきまして伺います。

大きな2点目としまして、今年度の平成23年度の主なる事業の進捗状況について伺いたしたいと思います。1つ目に給食センターの新築工事であります。平成23年12月、新築工事費、厨房機器等を補正予算でということ。平成24年1月には仮契約、さらに契約の締結等を予定するということとあります。8月までには工事完了。そして、来年の9月には給食の提供を開始したいということとあります。ほぼ順調に推移していると伺っておりますけれども、9月の提供開始に向けての課題等はないのか。あるとすれば何なのか伺いたしたいと思います。

(2)としまして、あすなろ作業所の新築工事と跡地対策についてであります。障害者施設として平成24年4月を目標に開所予定ということで、現在コンクリートの打ち込みが終了したと伺っておりますが、あと4カ月ほどに迫っておりますので、現時点において、おくれ等はないのかどうかを伺うとともに、移転後の跡地対策はどのような考えをお持ちなのか。及び現在も狭隘な道路でありますけれども、現在の施設の前の市道の改修計画等についてもあわせて考えをお伺いたしたいと思います。

3点目でございますが、消防庁舎の整備について。平成23年7月に用地取得が済みまして、

8月に農振除外を受け、さらに10月には本申請、11月には許可が出るというところまで伺ってございました。きちんと許可が出たのかどうか、平成25年4月竣工、引っ越しに向けて、計画どおり順調に進んでいるか。また、今後も目標年次に狂いはなく進むのか。その辺の点につきまして再度お伺いしたいと思います。

4番目でございますが、図書館の指定管理制度への移行につきましては、昨日十分審議された経過がありますので、細かくはお伺いしませんが、平成24年4月に向けて手続が順調に進むのか。初めての民間企業への指定管理ということで委託になるわけでありますので、心配されるような課題等があればお伺いしたいと思います。

5番目でございます。橋梁の長寿化修繕計画の策定内容についてでございますが、以前にも質問で申し上げましたけれども、平成23年度の当初予算で450万円が計上されております。年次計画の内容についてお伺いしたいと思います。11月の広報でしたか、2月末を工期に設計業務の委託がされているということでありますけれども、その設計業務を委託するにあたって、市としての条件と申しますか、どんな手順でやられるか。主たる委託に際しての条件等考え方を示されたと思いますので、その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

(6)番目に、下水道舟戸ポンプ場の設計について、本年度の当初予算の中で下水道事業の1億2,200何がしの予算の中に、ポンプ場の設計も含んでいるという説明がありました。現在、ご存じのように仮設のポンプ場で稼働しているわけであります。設計ができたのか、今後の本工事に向けてのスケジュール等をお聞かせいただきたいと思います。

(7)番目でございますが、県基金によりますCRT栃木放送の「とっておき那須烏山」という番組が本年の6月から来年の3月にかけて、毎週木曜日に放送されております。お伺いするところ、県の基金1,500万円をもとにやられている番組ということでありますので、市の直接経費の持ち出しはないと伺っておりますが、それなりに農政課が窓口で取材等の仕事をされているということであります。これらの放送内容と毎週やっているわけですから、もう相当数に6月以降なっているわけであります。これらの週別の内容とか成果についてをお伺いしたいと思います。

さらに、CRT栃木放送は、当市の相当な箇所において難聴地域がございます。平野部へ出て、乗用車であればよく入りますけれども、ちょっと山間部とかくぼ地とかいったところではほとんど入らない。ましてやトランジスタとか軽トラックのようなラジオではほとんど入らないというのが現状であります。

これらにつきましても、同じ県民とすれば、同じような聞けるような地域への対応策、地デジは大分取り組みが目立った活動をされておりますけれども、これらについても、市としてもある程度強く、開局40年にもなるそうでありますので、要望等を市長の考えとして持たれて

いるかどうかお伺いしたいと思います。

ちなみにこの庁舎内、両庁舎内でも入らないそうでもあります。宇都宮に放送局がありますけれども、鹿沼の深津、西那須野の烏ヶ森、あるいは県南の3カ所に中継基地があり、栃木放送では県内をクリアしているという認識だったようでもありますけれども、難聴地域がたくさんあるということが現実であります。ちょっとお伺いしたところ、その3つの中継基地からさらに小規模な再中継するような施設をすれば、十分クリアできるといったお話も伺っております。市として要望なり、要請活動なり実現に向けての考えをお伺いしたいと思います。

大きな3番目であります。公共施設の跡地利用についてということで提案させていただきました。売却または貸付を前提とした施設について、申し込みがあり協議中と伺っておりましたが、具体的内容についてお伺いするものであります。

評価をされまして、当面の利活用を前提とするものと、あるいは売却、貸付を前提とするものに区分けされまして、以前に示された次の3施設につきましてお伺いするものであります。旧東小学校につきましてであります。最近の情報でありますと、売却の話も相談あるとかと聞いておりますけれどもお伺いします。

2つ目が旧境小学校、3つ目も旧向田保育園ということでお伺いしたいと思います。

以上、大項目で3点ほどの質問をさせていただき、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは4番渡辺健寿議員から、台風15号による市内の被害状況と対応策について、平成23年度の主たる事業の進捗について、そして、公共施設の跡地利用について、大きく3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、台風15号による市内の被害状況と対応策についてお答えをいたします。まず、道路でございますが、被災をした市道は全部で75件にのぼります。うち国庫補助によります復旧事業は7件ございまして、復旧費が1,200万円。市単独の復旧事業は23件ございまして復旧費2,240万円、市単独応急復旧事業は45件で、復旧費760万円でございます。昨日、議決をいただきました一般会計補正予算に計上させていただいたところでございます。

国庫補助復旧事業7件は、12月7日から9日にかけて国の災害査定を受けることになっております。市単独災害復旧事業23件とともに、来年1月上旬には発注をし、年度内工事完了を予定いたしております。なお、市単独復旧事業で対応いたしました市道森田線、芳朝寺付近でございますが、これは市道のり面の上部にある山林が崩壊しておりまして通行どめが続いております。延長45メートルにわたる山林が一部崩壊をして、県北環境森林事務所と協議を進

めてきたところでございますが、県では12月に治山工事を発注して対応することになっております。

次に、住宅等の被害であります。住家では、床上浸水19棟、床下浸水28棟でありまして、倉庫、納屋などの非住家は、床上浸水15棟、床下浸水23棟であります。これらの被害額は約1億5,300万円と見込んでおります。市といたしましては、これらの被災世帯に対しまして3月の震災時と同様の災害復旧等支援金といたしまして、上限10万円の復旧費助成事業を実施をし、既に数件の交付を決定したところであります。なお、この被害件数は、3月の大震災による全壊家屋数に引き続き、県内では最も被害件数の多い自治体となっております。

次に、農業用施設の被害でございますが、国庫補助事業といたしましては田や畑など農地64カ所、被害額9,580万円であります。頭首工6カ所、被害額9,500万円、農道14カ所、被害額2,630万円、水路34カ所で被害額5,550万円、揚水ポンプ5カ所、500万円あります。

これらの被害につきましては、現在設計中であります。国の査定中であるため、あくまで概算でございますので、ご理解いただきたいと思っております。国の査定は、昨日、11月28日から始まったところございまして、第2回目も12月12日から予定をされております。今後、国の査定に基づきます実施設計書が完成次第、工事を発注したいと考えております。事業費が大きい箇所もあるために、場合によりましては繰り越しも検討することになりますが、来年の作付けに支障を来さないよう努めてまいり所存であります。

なお、これらの国庫補助事業に該当しない農地農業用施設の被害は177カ所ございまして、被害額約1億円と見込んでおります。うち10万円以上の事業費を50%補助する市単独災害復旧事業、農地は20万円を限度、これの該当箇所が半分程度ございまして、残り半分は自力復旧が見込まれております。昨日、議決をいただきました一般会計補正予算に市単独災害復旧事業2,000万円を計上させていただいたところでございます。

そのほか、先の議会全員協議会でもお示しをいたしておりますが、公共施設といたしまして大桶運動公園、烏山野球場、宮原青少年野外活動施設の3カ所が浸水いたしまして、約300万円の被害を受けたところでございます。

次に、平成23年度の主たる事業の進捗についてお答えをいたします。学校給食センター新築工事でございます。既に11月22日開催の議会全員協議会におきまして、一部進捗状況についてお示しをしたところでございますが、改めてその概要をご説明を申し上げます。

現在、建物の設計を株式会社馬上設計に業務を委託しているところございまして、間もなく新しい学校給食センターの建設プランが完成することになっております。また、厨房機器につきましても、日本調理機と詳細な打ち合わせを行いまして、納入に向けた調整を進めている



ところでございます。

今後の予定でございますが、来年1月中旬に本体の入札を行いまして、1月下旬に市議会の臨時会をご開催いただきたいと考えております。その席で議案を上程させていただき、その後、施工業者と契約を交わしたいと考えております。あわせて、厨房機器の契約も予定をいたしているところでございます。

そして、予定どおり来年9月、2学期からは、新しい学校給食センターの給食を提供したいと考えております。なお、昨日可決ご決定いただきました一般会計補正予算に、学校給食センター建築工事に伴う2億6,450万円と、平成24年度債務負担行為限度額6億3,550万円の補正予算を計上させていただいているところでございます。

あすなろ作業所の新築工事と跡地対策についてであります。あすなろ作業所は建物の老朽化、敷地、進入路の狭隘等によりまして、旧烏山幼稚園跡地に新築移転をすることになりました。ことし7月下旬、国庫補助の内示を受けた上で一般競争入札による業者選定を行い、9月中旬に工事に着手をしたところであります。

現在、旧烏山幼稚園の園舎解体が終了し、年内には鉄骨も組み上がる予定であります。東日本大震災の影響によりまして、国庫補助の内示がおくれたたために、工事発注がおくれ、また資材不足など厳しい状況下ではありますが、来年3月末には工事が完了し、新年度から障害者支援センターあすなろとしてオープンできるよう最大限努力を傾注していく所存であります。

新しい作業所は、鉄骨平屋建て48.7平方メートルの本体に箱折りやさおり織等の独自の作業に合わせた部屋や、さおり織製品、パンの販売スペースを確保いたしております。また、廃油を利用した石けんづくりのための84.5平方メートルのエコハウス、アルミ缶処理施設として15.0平方メートルの倉庫を備えております。

総事業費は1億6,650万円でございますが、うち8,250万円が国県補助金であります。6,000万円が市補助金でございます。これは旧幼稚園解体工事委託料も含んでおります。残りが社会福祉協議会の基金取り崩しによる自己資金でございます。

なお、今現在ありますあすなろ作業所跡地につきましては、今後、公共施設跡地利用検討委員会等におきまして検討を進めてまいり所存であります。

消防庁舎の整備についてご質問がございました。新しい消防庁舎は消防庁舎建設基本計画に基づきまして、昨年度から事業に着手をし、地元説明会、各法令手続、用地測量及び基本設計等を進めてまいりました。本年度は用地買収が終了し、8月30日付で所有権移転登記も完了いたしました。また、関係法令等の調整もほぼ終了し、10月6日には農振除外申請の許可もおりまして、現在地質調査を行っているところでございます。

しかし、先ごろ、那珂川消防署に予定をしておりました訓練塔を那須烏山消防署に建設する

ことに計画が変更されたのに伴いまして、消防庁舎、車庫、倉庫、新たに整備されることになった訓練塔、副訓練塔などの配置に変更が必要となったところでもあります。敷地には変更はございませんが、法令等に基づく関係機関との調整に大きな支障はございませんが、現在、関係者と委託業者による調整が進められております。

今後の予定でございます。来年2月中旬には造成工事に入ることとなっております。工事の際しましては、まず、施設配置の変更による影響がないところから順次、造成を進めてまいります。また、フクタ設計に業務を委託をいたしました庁舎新築工事実施設計につきましては、予定どおり3月までに完了することとなっております。

平成24年度には、引き続き造成工事を8月まで行い、庁舎新築工事は10月ごろに着手をし、平成25年8月に完成させる予定でございます。また、外構工事も同時期には完了させまして、平成25年10月の供用開始を目指すことにいたしております。

次に、図書館の指定管理への移行についてご質問がございました。当該案件は、昨日、議決案としてご提案をいたしまして議決をいただいたところでございます。大変ありがとうございました。平成24年4月1日開館に向け、円滑に導入できるものと確信をいたしております。なお、この件につきましてのお尋ねは再質問等でお答えをさせていただきたいと思っております。

次に、橋梁長寿命化修繕計画の策定内容についてであります。この計画、今後、老朽化する道路橋の増大に対応いたしながら、従来の事後的な修繕及び架けかえから、予防的な修繕、そして計画的な架けかえと円滑に事務事業を転換をし、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架けかえにかかる費用の縮減を図り、道路網の安全性、信頼性を確保するために行うものであります。

昨年度、本市が管理をしております146橋のうち、40橋の橋梁長寿命化点検調査を実施いたしました。基礎データを収集してまいりました。本年度は、これらの資料をもとに、国の補助によって業務委託をいたしまして、橋梁長寿命化修繕計画を策定をしているところであります。年度内の完成を予定いたしております。

主な計画の内容は4項目ございます。まず、全橋の把握及びこの日常的な維持管理に関する基本的な方針であります。2つ目は、対象橋梁の長寿命化及び修繕、架けかえにかかわる費用の縮減に関する基本的な方針であります。3つ目は、対象路線ごとの大まかな点検時期及び修繕等の方針であります。4つ目は、コスト縮減、予算化の平準化等の計画の効果でございます。

特に、点検によります橋梁の損傷状況を数値化した健全度、橋梁の架設経過年数、さらに道路ネットワーク上の基幹道路、防災上の輸送路、避難路上にある橋梁等の重要度を勘案した上で優先順位をつけまして、計画的に整備する橋梁と小規模に修理や大型車通行規制等の制限による延命化を図る橋梁に分けまして、年次計画によって整備を進める内容であります。

計画策定に当たりましては、災害時の迅速な避難、復旧といった観点から、現在、見直しを進めております地域防災計画や、策定中であります危機管理マニュアルとの整合性を図りますとともに、後期総合計画並びに財政計画等にも反映させまして、地域に密着し、長期的な視野に立った社会生活基盤の整備を図ってまいりたいと考えております。

本計画は、ライフラインを維持しますとともに、安全、安心なまちづくりの根幹をなす重要な計画であります。また、計画策定後は、国の有利な補助事業等を積極的に導入をしますとともに、PFI等も視野に入れた整備方法を調査研究をしてまいりたいと考えております。なお、計画案が完成をいたしましたら、議員各位に速やかに報告をする予定でございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、下水道舟戸ポンプ場についてお尋ねがございました。公共下水道烏山中央処理区を対象といたします舟戸中継ポンプ場は、平成6年度、国の事業認可を取得し、面的整備が進捗するまでの暫定措置として、マンホール内ポンプ設置をして対応してまいりました。

平成22年度末現在、事業実施認可面積99ヘクタールのうち95.4ヘクタールの面的整備が完了しておりますが、現在の舟戸暫定ポンプ場の能力は、本来設置すべき中継ポンプ能力の8分の1程度でありまして、今後の汚水流入量の増加に対応できるポンプ場の能力の増強、また、災害等による長期停電に対応できる機能を持った施設の整備が必要となっております。

このため、今年度予算に舟戸中継ポンプ場建設にかかる基本設計費1,000万円を計上したところでありまして、既に基本設計、委託業務先も決定し、現在、基本設計業務を進めているところであります。なお、舟戸暫定ポンプ場建設の際の地元住民との話し合いの経緯もありますことから、平成24年度の舟戸中継ポンプ場詳細設計にあたりましては、周辺環境や景観の調査等について地元住民に十分に配慮をして、加えて経済性、加工性、安全性及び維持管理性等を総合的に勘案した設計に努めてまいりたいと考えております。なお、国及び県に対しましては、平成25年から平成26年度に建設着手することで協議を進めております。

次に、栃木放送についてであります。CRT栃木放送の地域ブランド発信番組「とっておき那須烏山」は、昨年12月、栃木放送から那須烏山市のPR番組を放送したいという申し入れがございました。関係各課において十分検討した結果、市のイメージアップや知名度アップに成果が期待できることから業務委託をすることに決定をし、平成23年4月1日付で地域ブランド発信番組制作事業、緊急雇用創出事業として契約を締結したところであります。

栃木放送では、市内の旭地区にCRT那須烏山事務所を開設をし、ロゴマークが入ったオレンジの取材車で市内各地の取材を続けておりまして、今では多方面から取材の申し入れがあるほど市民になじみが深くなってきております。那須烏山市のPR、イメージアップに成果が出ているものと考えております。

また、特産品等のPR番組では、生産者の協力によりプレゼントを提供しておりますが、毎回、県内各地から多数の応募がございまして、市外への幅広いPR効果が出ているものと思われれます。なお、放送は毎週木曜日午前10時15分から10分間ございまして、現在までに山あげ祭の特別番組を含め、特産品の紹介、地域のお祭り、各種イベントの紹介など25回ほど放送されております。

また、難聴地域対策についてでございますが、CRT那須烏山事務所職員が市内172カ所の地点で調査をいたしました結果、全く聞こえない地区が1カ所、雑音ひどいが何とか聞こえる地区が17カ所、その他の154カ所は雑音が入るが聞こえる地区という調査結果でございます。

CRTでは鹿沼送信所、那須送信所、足利送信所の3カ所から放送を送信をしておりますが、電波の特性として山の陰、建物の中ではどうしても聞こえにくくなるようであります。那須烏山市の難聴地域も地形的な問題と考えられております。この改善方法としては、現状では主にトンネル内で使われる漏洩同軸ケーブルの設置や小規模送信所の設置が考えられますが、いずれも設置費用が高額であるのに対しまして、本市のような山間部を抱える地域では、放送を受信できる範囲が限定的で難聴地域の解消には複数の施設整備が必要となります。

しかし、ラジオによる通信は、現在アナログ放送を使っておりますが、テレビと同じようにデジタル化への過渡期にあります。既にVHFテレビの空き周波数を利用したVLDマルチメディアを利用したラジオ放送が、数年後に実用化される見通しとなっております。また、インターネットラジオのradikoは既に実用化されておまして、CRTでも導入を検討していると聞いております。このインターネットラジオは、インターネットを使える環境であれば受信可能で、携帯電話での利用も可能ということでございます。

CRTでは、これらの新しい放送方法について調査研究を進めているところでございまして、2、3年にわたり状況を見きわめ、難聴対策にも効果的な放送方法を確立したいということでございます。市といたしましても、難聴地域解消を図れるよう要請をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、公共施設の跡地利用についてお答えをします。まず、旧東小学校についてでございます。東小学校の跡地は、昨年7月の公募で応募者がなかったために12月に再公募をいたしましたところ、3社の応募がありまして、ことし1月の審査の結果、地元関係者による介護保険対象の有料老人ホーム設置の提案が採用されました。その後、3月には事業者が地元説明会を開催し、県関係機関等との協議を経て、ことしの秋口以降に改修工事着手の予定でありました。

しかしながら、県等との協議に予想以上の時間を要しました。また、先の議会全員協議会でもご説明を申し上げましたが、事業者の都合によりまして有償貸与から売却に変更をされたた

めに、関係機関等との再協議の必要が生じたところから、計画が先送りされております。

現在、事業者が関係図書、資金計画等を見直しているところでございますが、12月には県等との協議を再開する意向であることを確認いたしております。このため、今後の改修工事及び福祉施設の開所時期等のスケジュールにつきましては、協議の進捗状況によるものと聞いております。また、当該跡地が現在の市の避難場所となっております。グラウンドや体育館等を地域住民のイベント等の利用に際して開放しているところでもございますが、売却をした後も事業者の協力が得られる旨確認をしております。これまでどおりの利用に変更はございません。

なお、市といたしましては、売却、有償譲渡となりますことから事業者による県協議の推移を見ながら、市議会に財産処分にかかる議案を上程する予定でございます。また、議決後は速やかに建物及び土地の売買契約を締結する予定でございます。

次に、旧境小学校であります。旧境小学校跡地は、旧東小学校跡地と同時期に公募した結果、市内の新規NPO法人1社から応募がございました。審査の結果、事業者による通所型障がい者福祉施設の提案が採用されたところでございますが、その後、事業者が校舎の耐震補強費用等を勘案した結果、ことし1月、辞退を申し出たところでございます。今後の方向性でございますが、現状のままの校舎は耐震に問題がありますことから、建物を解体した上で跡地を処分する方向で検討しております。

次に、旧向田保育園であります。旧向田保育園は、旧東小学校、旧境小学校と同時期に公募した結果、市内の社会福祉法人1社から応募がございました。審査の結果、事業者による通所型障がい者福祉施設の設置提案が採用されました。その後、事業者は、県関係機関等と協議を継続的に実施してきたところですが、東日本大震災の影響によりまして、国等の改修工事実施認可ができておりました。

最新の報告によりますと、年内にも国等から工事認可の内示がある予定と聞き及んでおります。年明けには改修工事に着工し、予定どおり来年4月から開所する見込みと聞いております。なお、市では事業者から暫定的に障がい者作業所の収容倉庫及び作業所としての利用要望がありましたことから、その使用を認めているところでございます。

以上答弁終わります。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 詳細な答弁をいただきました。まず、1点目の台風15号関係の関連の再質問をさせていただきます。道路関係、市道等の対応、さらには公共施設等の復旧対応あるいは個人住宅等の災害支援金等の対応等がなされているわけであります。

その中で、農作物及び農業用施設に絞りまして再質問させていただきたいと思いますが、農作物は比較的少なかったので大きな被害はなかったかと思われましても、農業用施設、農

地等については大きな被害がありました。

激甚災害の指定も農地と農業用施設に限って受けられているということでもあります。スケジュールの話でありますけれども、市営の土地改良事業として実施するものについては、昨日も示されました。さらに、これに該当しないものは市の単独事業で対応するということでもあります。

それで、国の査定が始まったということでもあります。今週から2回に分けて12月の12日の週にあるんだということでもあります。その査定の結果を受けまして工事費の積算をすると、工事費の確定は1月下旬になってしまうというお話であります。

ご存じのように、農業用施設は春の農繁期というのが大きな目標時期になってまいりますので、これらのスケジュール、もう決まっているスケジュールについては、このスケジュールで仕事を進めていただくこと以外にはございませんが、その後、工事費の確定後の対応を遅滞なく進めていただきたいというのが第一であります。

その後の工事費の確定、設計等が入ってくるわけでありまして、農業用水路とか農道とかあとは頭首工、揚水機という事業が入りますけれども、査定の順序は水路とか農道が今週ということで早い時期に来ていて、頭首工は12月の12日の週だとお聞きしたんですけれども、工事のほうはこの頭首工、河川の中でやる工事になると思いますので、渇水期というのが限られていると思いますので、こちらの設計とか工事は早目にさせていただかないと、後で春の雨等で工事に支障を来すということが心配されると思われまので、渇水期を利用しなければならぬ工事は、この後の工程は早目にやられるのが必要ではないかと思われるんですけれども、その辺の考えをひとつお聞かせいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。台風15号で特に本市は甚大な被害を受けまして、今、議員お尋ねのとおり、11月28日から国の災害査定を受けまして鋭意受検をしているところでございます。

特に、スケジュール関係については今お尋ねのとおり、査定を受けまして、被害金額の確定を受けて、それから積み上げて実施設計に入る。こういうスケジュールで実施しておりまして、特に、頭首工、堰関係につきましてはご案内のとおり、きのうの議案の中でもありましたように、那珂川、荒川、江川で6カ所において頭首工堰が被災を受けておりまして、この河川協議が大変やっかいというと語弊がございますが、時間がかかるのかなというふうなことで、私どもも事前に関係各課と県のほうと調整をしている。こういう状況でございます。

ただ、渇水期の期間中、あと漁業組合との調整がこれからの一番大きなコア、核になる部分でございますので、そのようなことで遺漏のないように努めていきたいということで考えてお

りまして、また、事業費が確定いたしましたら、関係土地改良区、用水組合と協議に入りまして1割負担のご協議も申し上げなければなりませんし、また、場合によりましては、工事関係での種もみのそういう調整関係もまた協議に入ってくるのかなど、こういうことで考えてございますが、一刻も早い対応を考えている。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 農政課長の説明は、全くそのとおりだと思います。現時点までの作業は一生懸命順調に取り組んでいただいている、査定の段階である。この後の対応については、関係機関の土木とか漁協との協議もあるということであります。大変なのは重々わかるわけがありますが、くれぐれも渇水期にやらないと支障を来す問題でありますので、それらを念頭に、あと農繁期前ということ念頭に、さらなる努力をいただきたいと思います。

そこで、激甚災害ということで国庫の補助が受けられるということが見込まれているわけですが、大きな工事になるのが数カ所あると思います。これらについて市の負担金、補助金が10%、決められた範囲内ということであります。

ことは災害の年でありまして、3月の震災関係も今までなかった制度を新たにつくりながら、個人住宅あるいは宅地あるいは工場敷地等、いろいろななかった制度を新たにつくりながら、市民に便宜を図ってきたということで大変市民向けの歓迎された事業が幾つも組まれたかと思えます。

農業災害の部門でも、10%と言わずあと5%ぐらい検討をいただいて、ただですら環太平洋問題ではありませんけれども、農政や農村部に対する環境の厳しいときであります。これらの工事事業費がおおよそ確定した段階で、関係農家への説明もするわけでありますけれども、その中で、新たな負担が求められたときに負担にすんなり応じてもらえれば順調に進むんですけれども、そんなに費用がかかるのであれば耕作放棄もという声も出ないとも限らないと思います。あと5%でも6%でも市のほうで面倒をみてやれるような方法を検討できないものかということで、市長、考え等を少しお聞かせいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。さらに上乘せの補助を検討されたいということでございますが、ご案内のように、震災そして水害と、相次いでこのような災害救助法に基づく指定地になったり、激甚災害地になったりということございまして、大変多数のそういった災害箇所が出ている現状を踏まえまして、市といたしましても、そういった独自の要項規定をつくりながら、市民の皆さん方に補助制度を確立した経緯もございまして、

したがって、それにさらに上乘せをするというのはなかなか困難であると思っております。

したがって、十分その辺のところの实情をご理解いただきまして、意見としては十分お聞きしておきますが、そのようなところで私どもは住民の皆さん方に理解を得るべく誠意をもって対処してまいりたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 市民の理解ということはもちろん前提であります。もう一度繰り返しのようになって恐縮でありますけれども、震災に関連するものは、なかった制度を新たにつくりつつ、市民のためにいろいろ対応してきたということと比較しても、農地災害についても国の情勢そのものが厳しい中での被害でありますので、これ以上耕作放棄地を発生させないためにも、既存の10%にこだわらないで、もう少々の努力をいただけないかというのが私の意見であります。

繰り返して恐縮ですが、もう一度もう少し考えることに含みを持った答弁をいただけないかと思つて再質問させていただきます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 繰り返しのようになって大変恐縮でございますけれども、渡辺議員の上乗せの要望、ご提言ということで、その意見としてお聞きしておきたいと思つたので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） あまり望みのないような答弁かと受けとらざるを得ませんけれども、事務レベルでは時期に間に合うように努力してもらえということでもありますので、その市の支援の体制についても、さらに市長のほうでも何かの努力をお願いしたいと思います。

次の2番目の主なる事業の進捗状況でありますけれども、これらについて大分きのうの時点で内容が明らかになっておりますので細かな点は省きたいと思つたのですが、給食センターについての課題、全く心配ごとがなければそれで結構であります。もし、何かあるんだつたら、少しお示しいただければと思つた。9月第2学期の提供に向けて順調に進んでいるということでもありますので、それが何よりでありますけれども、課題等はありませんか。あつたらお願いします。

○議長（滝田志孝） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 工事の進捗というか、子供たちに給食を提供開始する時期が9月ということで定めておりますので、一番気にしておりますのは工事の完成でございます。一日も早く子供たちに学校給食を提供したいということで、新築工事の業者が決まり次第、工事の進捗について十分業者と打ち合わせを行いながら、また、調理の運営がスムーズにいくように最大限の努力を傾注していきたいと考えてございます。



以上です。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 安心して来年の9月を迎えられそうでありますので、今後ともよろしくお願ひできればと思います。

次、（2）のあすなろの件であります、これも順調に進んでいるということでもあります。

跡地対策も今後テーブルにあげて考えますということでもあります、敷地もそんなに大きくありませんし、売却等も当然考えられることと思いますけれども、前の道路とあわせて非常にうっそうとした土地になっておりますので、売却とか別な方への貸付ということを決断するのを待たずに、移転が済みましたら、敷地内の立ち木とか前の市道とか少しすっきりするように樹木の伐採等は来年の春以降すぐにも取り組まれるような計画を、新年度の事業にのせていただけないかと考えるものであります。市長、いかがでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 市長の諮問機関の中で、公用財産あるいは土地利用という検討委員会がございます。そちらに議員提言を伝えまして、その中で検討させていただきたいと思ひます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 廃止になった後は、普通財産としまして管財のほうで総務課のほうで管理することになりますので、立ち木はもちろん除草関係、これらも適切に決まるまでは管理をしていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 管理はもちろんです、立ち木だけでもすぐにも伐採するようなこと、当初予算で少額だと思ひますけれどもやっ、あまりうっそうとしていて、空き地になったために青少年のたまり場にならないように、すっきりした環境にして、その後の対応にあたってもらえないかなということが先ほどの質問だったんですが、よろしくお願ひします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それらも含めて適切な管理をしていくように努力をしていきたいと思ひています。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） お願ひします。

次の消防庁舎のほうも順調に進んでいるようであります。図書館も同じということであります。図書館のほうでは課題はございませんか、何か。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） すべてが確かに不安ということですが、昨日、議決

いただきました指定管理業者と詳細に打ち合わせ等を行いまして、4月1日に向けて万全の体制で引き継ぎを行えるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） それで、再度市長にお願いしたいと思うんですが、指定業者、三社の共同事業体のようにありますけれども、いずれも宇都宮市内にある企業のようにあります。指定先が決まったことでもありますので、せつかくでありますので図書館の運営のみならず、この市で抱えている難題、定住の問題とか企業誘致の問題とか、特産品開発とか販促とか、特に大きな企業の方たちが手を組んで三社で運営するわけでもありますので、その企業の力を何千万円もの費用をその企業に払うだけではなしに、この市のためになるような手づるといいますか、そういったものを利用という言葉は適切でないと思いますけれども、企業の一部の本当の下請でも孫請でもいいですから、この市にといったような働きかけをしていただくのもいいことではないかなと考えるんですが、市長、お考えをお願いいたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） まさに、それはいいご提言だと受けとめております。既にこの事業者との連携協定も結んでいたり、あるいはそういった活力のある企業につきましては、大いに市の活力のために取り入れていきたいというふうに思っておりますので、異業種の中で市のこれから活性化できるような施策を共同で開発するというのは、当然これから民間活力も大いに活用されながら、この市の運営を進めていくことは当然のことだろうと思っておりますので、ご提言は大変貴重なご提言だと思います。そのような方針でもって対応していきたいと思っておりますので、ひとつご理解いただいて、そのことについてもご協力いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 企業誘致と一言に言っても難しい問題で、なかなか手詰まり状態かなと思われま。企業が三社も関係する指定管理ということで、この指定管理料の支払いだけではなしに、ぜひとも有効に、当市のためになるような働きかけをお願いしたいというのがねらいであります。お願いしたいと思います。

次の長寿化計画は、年度内にできるということで委託設計中であるということでもありますので了解いたします。

ポンプ場の設計も1,000万円で基本設計をされている。来年度、平成24年度は詳細設計をするということなので、詳細設計がのってくるかと思えます。平成25年度着工を目標に国と協議中であるということでもありますので、順調に作業を進めていただくようお願いできればと思えます。

あと、CRTの話ですけれども、調査があつて、雑音が多いのが17カ所程度、全く聞こえない場所も1カ所ということでもありますけれども、これらも小規模送信所といいますか、そういったものは高い場所とか、あるいは公共施設の屋上などを利用すれば比較的できるんだといった話を、CRTの役員さん等からもお聞きした経過がありますので、一層働きかけ、具体的には庁舎の屋上とか公民館の屋上とか小学校の屋上とか、そういったところを使えば、あとは先立つものはCRT本体の予算でありますけれども、できるんだということでもありますので、ぜひとも積極的に場所は提供するから対応してもらいたいんだという働きかけを強めていただけないものかと思います。

公共跡地の問題については、東小学校については貸付から売買に方針が変わっているということでもあります。詰めの協議をしているということではありますが、売買に変わった場合には昨年やった鑑定評価の枠内での協議がなされているのか。あるいは条件が変わってくるのであれば、ある程度事前に公にもある程度出していただく必要もあるのではないかと思います、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かに鑑定評価は2年前の数値でございますので、今後、交渉の場合には時点補正を図る必要があるかなということで、事務局としては考えておりますが、それだとまた時間がかかる部分もありますので、その点も含めて内部で十分詰め、あと関係者のほうとも詰めていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 何もかも明らかにせよとは言いませんけれども、方針の変更が途中あった際には、みずからある程度の情報はつないでおく必要はあるのではないかなということから申し上げました。

境小学校については、解体処分の方針だということでもあります。旧向田保育園については、市内の社会福祉法人が公募当初から手を挙げてくださっていたと思いますけれども、来年の4月ごろ開所できるという見込みが立っているという解釈でよろしいわけですね。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 先ほど市長がお答えしましたように、若干手続とかでおくれていますけれども、事業者としては年明け早々改修を行って、4月からスタートしたいという意向でありますので、うちのほうもそのように期待しているところでございます。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） この福祉法人の場合には貸付ですよ。向田保育園は、土地建物を含めて賃貸の方向で協議しているわけでしょう。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） ええ、申し込みの段階から対応というようなことで話が進められておまして、そのことで今調整をしているということでございます。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） おおむね質問内容は以上であります。

ご存じのように本年は震災に始まって台風災害で幕をとじなければならない1年かと思われ  
ます。今回の一般質問、冒頭も申し上げましたが、早く出したつもりではなかったんですけれ  
ども、1番目ということになってしまいました。11月11日に通告書を提出いたしました。  
この日は、マスコミ等で大分西暦2011年から始まって1並びの日だということでもあります。  
12けたにも及ぶんだということでありましたが、この後、1並びのめでたい方も質問が予定  
されているようであります。どうかあと1カ月となりましたが、締めくくりをしっかりお互い  
にやっていただき、また、我々もやらなければならないわけではありますが、明るい年が迎えら  
れるよう期待いたしまして、質問を終わりにいたします。

以上です。

○議長（滝田志孝） 以上で、4番渡辺健寿議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時23分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 17番平塚英教でございます。一般質問、1日目2番目の質問とな  
りました。質問通告に沿って質問してまいりたいと思いますので、明快なるご答弁をお願いし  
たいと思います。

まず、台風15号の本市の被害状況と復旧対策について質問するものであります。本年、  
9月21日に本市を直撃した台風15号の影響を受け、市内では床上浸水が34件、床下浸水  
が51件、避難勧告は166世帯、450人に上ったとのことであります。改めて本市の被災  
状況と復旧対策の実施状況、今後の見通しについてご説明を求めるものであります。

特に、那珂川につきましては、台風15号と上流にあるダムの放流によりまして、水位が急  
激に上がり、避難勧告地区の城東にある城東第一配水機関の樋門を閉鎖し、排水作業により同

地区住宅床下浸水8棟にとどまったとのことではありますが、今後はこれらを教訓に水門の水位1.2メートルから1.5メートルを念頭に、閉鎖する基準をつくる方針であるということでもあります。

また、国に対し、排水ポンプの設置などの対策を要望するとのことではありますが、現在までにこれがどのように陳情要望ですね、働きかけをされているのかご説明をいただきたいと思えます。

さらに、対岸の興野下地区、宮原地区、上境地区、下境地区と今回の城東築堤と向田江川水門周辺の築堤によって、那珂川対岸地区、東側ですね、地区は昭和61年水害、平成10年水害と同様に甚大な被害を受けました。過去の水害を教訓に平成16年度には国土交通省に対して那珂川、荒川、江川の合流部分の那珂川東岸地区の築堤防設置の要望書を関係住民の署名を添えて、関係省庁に提出しているところであります。

その後、一部の小堤防築堤や下境川辺地区の県道のかさ上げなどが実施されましたが、今回の増水により、前回同様の被害をもたらしたわけでもあります。そこで、特に、那珂川東岸地区が洪水のたびに住宅浸水、田畑の水没、道路の冠水など、今後再び水害の被害に遭わないように那珂川東岸地区の築堤整備と水害防止対策を早急に進められるように強く求めるものであります。答弁をお願いするものであります。

次に、本市の総合計画後期計画についてお尋ねいたします。本市総合計画は、平成20年度から29年度までの10年間のまちづくりビジョンであり、平成24年度は、その前期計画5年間の最終年度に当たります。この5年間に本市総合計画のひかり輝くまちづくりプランが重点戦略及び各種政策が計画どおり着実に実施されているのかどうか。基本目標どおり進められているのかどうか。総点検を実施し、本市総合計画、平成25年度からの5年間の後期計画策定に生かしていただきたいと思えます。

特に、本市においては、65歳以上の高齢者の人口構成が2010年10月1日現在では28%であり、県内27市町中4番目に高齢化が進んでおります。加えて著しく少子化も進んでいる状況にあり、本年8月に実施されたまちづくりに関する市民意識調査の分析と合わせまして、特に今回の調査の中で、市民要求の前の5年前の調査と比較をして急に高くなっているのが、就業のための相談体制ということで、雇用創出に総力を挙げて取り組んでいただきたい。

また、中山間地域でありますこの那須烏山市にとりまして、限界集落、準限界集落の増加するもとの、地域コミュニティの維持再生にどのように取り組むのかも明確に方向性を示すべきであります。

市民の継続的な取り組み要求としては、安全な水の安定供給、適切なおみ収集や処理、消防

防災体制の整備を着実に整えるとともに、これからの重点要望課題といたしましては、子育てと仕事の両立を支援する体制、安心して子供を産み育てられる環境、自家用車に頼らない移動手段、障害を持った人も暮らしやすい環境、交通安全、行政改革の取り組みなど、市民の期待にもしっかりと答えていかなければなりません。

本年3月11日の東日本大震災や、それに準ずる福島第一原発事故に伴う放射能汚染、そして、今回の9月21日の台風15号による大水害、こういうものを教訓として地域防災計画の見直しを図ると思いますが、それを踏まえて、本市の総合計画後期計画をどのようなスケジュールと段取りを持って策定し、実施を図っていくのか、説明を求めるものであります。

3番目には、本市の自治基本条例の制定をお願いするというところであります。憲法92条には、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づき法律でこれを定めると規定があります。地方自治の本旨は、憲法に直接定義はされておりませんが、学説では住民自治と団体自治の両翼となっており、住民自治の本旨を構成しているものが一般であります。それに加えて地方自治の本旨の片翼である住民自治、市民自治のあり方を明確にして、住民の意思と役割を明らかにして、地方自治の運営が行われるべきであるとの考え方が最近強く出てきている状況にあります。

つまり、地方自治の本旨にのっとり、自治の基本理念、基本原則、市政運営の原則や市政運営やまちづくりの基本ルールを定めて、市民、市長、議会がこの基本ルールを共通認識として協力、協働、連携して市民が主役のまちづくり、市政運営の実現のために、本市の自治基本理念や基本原則及び市民の権利や責務等を明確にした、本市の自治憲法とも言える那須烏山市自治基本条例を市民の英知を結集し、市民参加と協働によって策定を図っていただきたいと思っております。

ちなみに、栃木市におきましては、昨年10月に公募委員のほか関係団体の代表や市議、市職員など合計で70人規模の同条例の原案づくりを進めてきた。この同条例の市民会議がこれまで22回全体会議を開き、市内で8カ所にわたって市民への説明会を開き、素案をまとめたとのことであります。

栃木市は、来年6月定例議会にこの条例案を上程し、来年10月施行を目指すということですが、本市におきましても、本市の自治憲法ともいえる那須烏山市自治基本条例制定に向けての検討を図り、文字どおりひかり輝く那須烏山市の最高規範としての誇りを持ったまちづくりと市政運営に生かしていただきたい。このように存じますが、市長の答弁を求めるものであります。

次に、介護保険法の改定に伴う本市の実施計画についてお尋ねをするものであります。施行後10年を経過しました介護保険制度は、保険あって介護なしの言葉に象徴されるように、高

過ぎる保険料、利用負担、そして深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって、利用できる介護が制限されるなど、多くの問題を噴出しています。

6月15日に成立しました改定介護保険法は、こうした問題の解決には手をつけず、新たな給付抑制策を盛り込むなど、利用者、家族に重大な影響を与えるものであります。改定介護保険法は、医療、介護、予防、住まい、生活支援、サービスを切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指すとして、①市町村の判断で介護予防、日常生活支援総合事業を創設。②24時間対応の定期巡回随時対応型訪問看護、2種類の住宅サービスを組み合わせる複合型サービスの創設。③介護職員の医療行為（たんの吸引等）を可能にする。④介護療養病床の廃止期限の6年間延長。⑤財政安定化基金の取り崩しを可能にする。⑥地域密着型サービスについて全国一律の介護報酬を上回る報酬額の設定を可能とする。⑦介護事業所の労働法規の遵守。⑧有料老人ホームの前払い金返還に関する利用者保護規定新設。⑨介護情報公表制度の見直しの調査手数料を廃止する。⑩市民後見人の育成、活用が主な改正内容であります。

しかし、現在、介護認定で要支援1、2と認定された場合に、予防給付として通所介護、訪問介護、短期入所が要介護者に準じて受けられておりますが、今回の法改正では総合事業を実施する市町村は、従来どおり予防給付を受けるのか、総合事業へ移行するのか、一人一人を判断するということとなります。

問題は、総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市町村任せとなることから、サービスの低下につながるのおそれも出ております。

また、介護を担う労働者から不安と危惧がされているのは、介護福祉士と研修を受けた介護職員による医療行為の解禁であります。介護現場の慢性的な人員不足、安全性の確保、事故の責任等、介護職員の専門性の否定につながるの当事者間では不安が広がっております。

さらに今回の改定の目玉である24時間地域巡回型訪問サービスについても、深刻な人手不足の中で、夜間勤務の担い手確保も困難をきわめ、人員などの基準も示されず、重度の高齢者の在宅生活を保障する十分な職員体制が確保できるか不明であります。介護報酬は包括定額制で、サービスの提供控えが起きる危険性や事業者が軽度の人を逆選択する懸念も指摘されております。

このように多くの問題点をはらんで来年4月から新制度がスタートするわけではありますが、介護保険の保険者である那須烏山市は、来年4月から、向こう3年間の第5期介護保険事業計画を策定中だというふうに思いますが、この改定介護保険法を受けて、どのような実施計画で対応実施を図るのか、ご説明を求めるものであります。

次に、本市公共事業の適切な入札執行についてお尋ねをいたします。この質問につきまして

は、9月定例議会一般質問に引き続き行うものであります。本市の公共事業の適切な入札執行についてお尋ねをいたします。

本年5月15日、随意契約を行いました烏山中学校の空調施設工事、電気設備工事、機械設備工事については、総額6,000万円を超える公共事業にもかかわらず、安易に不適切な随意契約が行われたわけでありましたが、前回にも申し上げましたが、地方自治法施行令では、随意契約の公共事業の請け負える金額について、都道府県政令指定都市では上限が250万円、一般の市町では上限が130万円までと明記されております。

この随意契約が入札や他の事業者の合い見積もりもとらないで随意契約されたことについては、烏山中学校の空調設備設置工事を同校耐震工事を施行中の業者に随意契約で発注したのは違法として、工事請負代金の返還などを求めた住民監査請求があり、これに対して11月7日、本市監査委員が契約担当者の判断に一定の合理性があり、裁量権の逸脱や乱用があったとまでは認められないと請求は却下したものの、法令で随意契約できる競争入札が不利と認められる場合についての市の主張についての理由の一部に合理性を欠き、随意契約の妥当性、検証の協議も不十分と指摘し、その上で入札事務の透明性、説明責任を明確にするための公共事業の入札に関する指針を早急に策定する必要があると強く意見するとして、市長に対し早急な対応を求めたとの報道がありました。

これを受けて、公共事業を執行する行政当局としては、どのような対策をとられているのか、ご説明をいただくものであります。

また、7月15日の臨時市議会では、烏山小学校、南舎、北舎改修工事請負契約が審議されました。しかし、この工事も耐震補強工事と空調設備工事を一括で発注しているわけですが、平成18年5月23日付閣議決定で、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針でも、分離発注を指導されており、公共事業の設備工事は本体工事と分離発注が原則であり、国及び都道府県では同様の工事はほぼ100%分離発注で執行されております。

市の公共事業は、市民の大切な税金を使って契約するわけでありますから、公共事業の内容の透明性と工事価格の適正化、地元業者を育成するためにも、改めて分離発注を実施するように求めるものであります。市当局の答弁を求めるものであります。

最後に、TPP環太平洋連携協定についてお尋ねいたします。市長の見解を求めるものであります。ホノルルで開かれましたAPEC首脳会議や日米首脳会談で、野田首相はTPP交渉に向けて、各国と事前協議を進めることを表明しました。アメリカは、事前協議で日本に徹底した市場開放を迫る方針を鮮明にしておりまして、帰国して国会で野田首相が国益を阻害してまで交渉に参加するつもりはないとか、あるいはすべての品目サービスを対象にするとは言っていないなどと言っておりますが、TPPは例外なき関税撤廃の貿易交渉に参加するわけであ



りまして、既に交渉に入っているアメリカなど9カ国に日本が参加する場合には、その協議されている国々のアメリカなどのルールに従うのは当然だというふうになります。

アメリカは日本に対し24分野、農業だけでなく24分野、60項目にわたって規制緩和を求めているわけであります。もし、そんなものを認めてしまったならば、日本の農林漁業の土台を壊すだけではなく、非関税障壁撤廃の名のもとに、日本の食の安全、医療制度、雇用のルール、国民生活、さまざまな部分で甚大な被害を受け、今までの制度が破壊されてしまうことは明らかであります。

このTPPの交渉参加について、全国44の道府県議会と那須烏山市も同様であります。全国1,425市町村議会がTPP反対、慎重の決議意見書を挙げております。全国市町村会でも、三たびにわたって反対決議を挙げております。地域農業にとっても地域経済にとっても、TPP参加は絶対に認めてはならないと私は考えます。市長は市民生活の利益を守ってTPP参加反対の立場を明確にして、TPP交渉参加撤回に向けて行動を起こされますように求めまして、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） ちょっと早いのですが、ここで休憩といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） 先ほどは17番平塚英教議員から、台風15号の本市の被害状況と復旧対策についてからTPP環太平洋連携協定について、大きく6項目にわたりにましてご質問をいただきました。その順序に従ってお答えをいたします。

まず、台風15号の被害状況と復旧対策についてであります。先ほど渡辺議員のご質問にも答弁をしたところでございますが、一部重複をいたしますことをご了承願います。

住宅の被害でございますが、河川のはんらんによるもので、住家の床上浸水19棟、床下浸水28棟、非住家の床上浸水15棟、床下浸水23棟となっております。市といたしましては、被災世帯に上限10万円の災害復旧等支援金を交付しているところであります。

次に、農業関係の被害でございます。水田、畑の土砂崩れ、土砂流入等の農地の被害が165カ所、頭首工、農道、水路、揚水ポンプなどの農業用施設の被害が135カ所、計300カ所になります。このうち、国庫補助事業は123カ所、残りの177カ所は、市単独災害復旧事業及び自力復旧による対応でございます。

那珂川沿いの被災箇所は復旧ですが、境堰を100メートル以上復旧するほか、下境地区の2カ所で那珂川の水位上昇によりまして5.9ヘクタールの水田に土砂が堆積をしたため、国庫補助事業により復旧をする予定であります。

これらの被害額は、現在、設計中であります。また、国の査定中のため正確な額ではございませんが、概算で境堰4,000万円、下境地区の水田被害3,000万円と見込んでおります。

復旧の予定であります。国の査定を受けた後、堰につきましては国土交通省との河川協議の上、実施設計書を作成し、入札等の手続が必要となるため、工事着手は2月ごろ、このように見込んでおります。

道路では市道75件が被災をし、復旧費を合わせて4,200万円であります。そのほか大桶運動公園、烏山野球場、宮原青少年野外広場が浸水をして、復旧費約300万円を見込んでおります。

那珂川の増水に伴います被害復旧と今後の水害防止対策であります。今回の水害で、那珂川の堤防等に大きな被害はなく、一部の維持補修的な小規模被害は現在補修をしているところでございます。しかしながら、水位の上昇により、城東、下境等の多くの住宅や農地が冠水をいたしました。県内で最も大きな被害をもたらしたことはご承知のとおりでございます。

国では、那珂川の護岸整備等治水に関する総合的な整備計画である那珂川河川整備計画について、平成20年1月30日に下境地区の住民対象の説明会で、平成20年度中には計画策定の見通しであるとの説明をしてきたところであります。

先日、改めて確認をしたところ、計画はまだ完成をしていないという回答でございました。ちなみに、関東整備局内で計画を策定いたしましたのは多摩川のみということでもあります。このような中、台風15号により、再び那珂川のはんらんによる被害が発生をし、市民生活に多大な負担を強いる結果となりましたことは、非常に残念であります。

このため、市といたしましては、11月2日、常陸河川国道工事事務所に次の6項目について要望書を直接手渡しをしたところでございます。1つ、城東地区にある堤防未整備箇所の早期完成。2つ、同地区の排水樋管施設の排水ポンプ設置。3、興野地区における堤防工事の事業化。4、下境地区における堤防工事の事業化。5、江川における樋門の適正な運営管理。6、ダムに適正な放流。

この6項目、今後とも単独の要望活動を初めといたしまして、本市、大田原市、那珂川町、茂木町で構成する那珂川上流改修期同盟会等も活用しながら、関係市町とも連携を組み、那珂川河川整備計画の早期完成と水害防止対策を、引き続き国、県に粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、要望活動にご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、市総合計画後期基本計画について、お答えをいたします。まず、後期基本計画であります。平成22年1月に策定いたしました那須烏山市総合計画後期基本計画等策定に関する基本方針に基づき、総合計画基本構想を最大限に尊重した前期基本計画の進捗状況を検証し、今後の経済情勢及び国政の動向、そして地域や市民の声を十分に踏まえながら策定することといたしております。

現在は、前期基本計画における施策の進め方及び目標値の達成状況について、総合政策審議会を活用し市民目線で検証しているところでございますが、昨年度は行政経営編35施策について検証したところであります。平成24年度には、まちづくり編95施策の検証を予定しております。これらの結果を後期基本計画の施策及び成果指標に反映させることといたしております。

さて、先に実施いたしました市民意向調査でございますが、これはことし8月、無作為に抽出をいたしました満16歳以上の市民3,000人を対象に、郵送により実施をしたものでございます。

回答いただいた市民は945人、率にいたしまして31.5%の回収率でありました。詳しい分析はこれからでございますが、5年前の調査結果と比べて、現状の施策に対する納得度と今後の施策の重要度で、わずかではありますけれども評価が上がっているということでもあります。

そして、人口減少、財政状況、雇用の場の創出、市街地の活性化に対して、多くの市民が課題と感じておられて、特に子育て環境の整備、高齢者、障がい者を対象とした福祉、医療や健康づくりの施策の充実、豊かな自然環境の維持への施策に期待が高まっております。

これら少子高齢化対策、医療と福祉の充実といった課題につきましては、平成20年度にスタートいたしました総合計画基本構想におきましても重点プロジェクトに位置づけておられて、各種施策を進めてきたところでございます。後期基本計画におきましても、継続した取り組みが必要と認識をしておりますことから、今後は市民意向調査を分析した上で計画の策定に十分に反映させたいと考えております。

なお、市民意向調査の結果の詳細につきましては、先の議会全員協議会におきまして議員各位に資料配付をしたところでございますが、市ホームページに掲載しておりますとともに、広報那須烏山11月号に一部掲載をし、広く市民への周知を図っているところでございます。

市の総合計画後期計画は、これから5カ年間のまちづくりの指針となる重要な計画であります。市総合政策審議会を初め市民意向調査結果など、市民との協働を重視した上でみんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくりの実現を目指して、策定を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご理解をいただきましてご協力をよろしくお願いを申

上げたいと思います。

次に、自治基本条例の制定についてお答えをいたします。自治基本条例は、地域の課題への対応、まちづくりに関して行政、議会、市民がどんな役割を担い、どのような方法で決定をしていくかを成文化したものであります。自治体の仕組みの基本的なルールを定めた条例で、自治体の最高法規と言われております。

自治基本条例を制定した多くの自治体では、情報の共有や市民参加、協働によるまちづくりなどの基本原則、自治を担う議会、行政、市民等のそれぞれの役割と責任、各種計画策定、審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めております。

国におきましては、地方分権の進展や地方自治制度の抜本的な見直しを図る地方政府基本法の制定に向けた検討が進められるなど、地方自治体の自己決定、自己責任に向けた環境が着々と進められ、今後、地方自治体が地域の問題を考え、独自の政策を実施できる範囲が広がってまいります。

特に、本市におきましては、人口減少、少子高齢化の進展、厳しい財政状況など、課題が山積をしております。市民が豊かさを実感できるまちづくりを実現するには、行政及び議会にすべてをゆだねるのではなくて、市民みずからが自治の担い手としてまちづくりに参画する必要性が高まってまいります。

このような状況の中、市では各種計画策定等を行う審議会等への公募委員の登用を促し、政策形成、決定プロセスへの市民参画の仕組みをつくることによりまして、市民との協働によるまちづくりの一層の推進を図ることといたしております。

自治基本条例の策定にあたりましては、行政、議会、市民が一丸となった策定プロセスが求められます。まさに議員ご指摘のように英知を結集することが必要であります。市といたしましては、今後とも国の地方分権改革等の動向を注視をしながら、本市独自の自治基本条例制定を目指し、適切な時期に施行できるよう、引き続き調査研究を進めてまいります。

4番目の介護保険法の改定に伴う本市の実施計画についてお答えをいたします。国の基本的な考え方は、全国的なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などの増加、認知症高齢者の増加、高齢者虐待の深刻化、要介護者に対する医療的ケアや地域の見守り等が大きな課題となっておりますことから、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めることにいたしております。

今回の介護保険法の改正では、介護予防サービスにおいて要支援、要介護予防事業の対象者向けに、介護予防、日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度が創設されますことから、介護の現場におきましては、予防給付や介護予防、日常生活支援、総合事業の適切

な利用の判断が求められております。

そのため、これまで実施をしている福祉サービスや認知症高齢者サポーターの養成、権利擁護事業などの充実を図りながら、事業の実施に当たりましては、利用者の意向を十分に尊重してまいりたいと考えております。

また、24時間対応定期巡回・随時対応サービスにつきましては、常駐のオペレーターが必要であり、採算性にも問題がありますことから、小さな事業所での対応は困難ではないかという指摘もございます。このことは大きな課題となっております。

本市におきましても高齢化が進行する中で、高齢者が安心して地域で生活できるシステムの構築が重要であると考えております。どのようなニーズがあるか、体制はどうするかといったことを十分に検討しながら、医療、保険、介護等の連携を図り、生活上の安全、安心、健康を確保するために、医療、介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、本市公共事業の入札執行についてお答えをいたします。平塚議員ご指摘のとおり、公共工事は市民の貴重な税金を使って執行いたしますことから、入札制度の透明性の確保と説明責任の必要性は十分に認識をいたしております。

これまで議員各位から、一括分離発注の取り扱いに関する基準の明確化等のご提言をいただき、また、監査委員からも、随意契約の取り扱いに関する明確な基準の整理等の指摘がございますことから、現在、指名選考委員会において随意契約のあり方、特定建設工事共同企業体の考え方等について精査の上、検討するよう指示をしているところであります。これまでの経過を踏まえ、県に準拠した形で速やかに入札に関する指針と運用基準を整備してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、TPP環太平洋連携協定についてお答えをいたします。TPPにつきましては、今後の日本経済、国民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されますことから、全国市長会を通じて特に慎重な対応を求めてきたところであります。

しかしながら、参加によるメリット、デメリット等情報提供も説明も不十分、国民の議論も尽くされないまま、11月11日、野田総理が交渉参加を正式に表明し、その拙速な対応には大きな疑問を持ったところであります。

特に、農業分野においては、食料自給率低下や食品の安全性問題など多方面からの議論ももっと時間をかけるべきだというのが率直な感想であります。また、東日本大震災と福島第一原発事故による放射能被害など、県内でも農畜産業が大きな打撃を受けているこの時期に、さらに関税撤廃で海外の安い農産物が入ってくることは、農家や農業団体のみならず、大きな不安材料であります。

一方、輸出関連企業を初めとした中小企業団体、経営者団体等の経済界からは、経済連携を進める上で問題もありますが、自由貿易で受ける恩恵は大きく、メリットも多いと歓迎する声も聞かれています。最近の円高と景気の低迷で中小企業でも海外進出が増加をするなど、産業の空洞化を食いとめる効果も期待をされているようでもあります。

T P P交渉の対象分野は、ご案内のように関税の原則撤廃にとどまらず、貿易、投資のルール、知的財産など全21分野に及ぶものであります。このため、議員ご指摘のように、農業以外でも医療分野では医療保険制度への影響、混合診療の解禁、企業による医療参入による医療格差、地域の医師不足の拡大などの不安が多く、さらに食の安全、地方経済への影響など多くの課題があるものと考えております。

米国やオーストラリア、南米、東南アジアといった既存の交渉参加9カ国は、今月13日までハワイで開かれていたA P E Cアジア太平洋経済協力会議首脳会議を機に、T P Pの大筋で合意し、これに日本、カナダ、メキシコが交渉参加を表明したことで、もし仮に実現すれば世界経済の4割を占める巨大経済の連携が話し合われます。日本の正式な交渉参加は、今後既存の交渉参加9カ国と協議をして承認手続が必要なことから、早くても来春の見込みのようであります。参加後の交渉も各国のさまざまな課題が山積しておりまして、T P Pの最終合意にはかなりの時間と紆余曲折が予想されます。

栃木県は全国有数のものづくり県であり、本市もその一翼を担う企業が立地しております。一方、農業分野でも栃木県は全国的に大きなシェアを占めており、特に本市における農業の位置づけは、まさに基幹産業と呼べるものであります。

このため、政府のT P P交渉参加協議の状況を注視しますとともに、市長会を通じまして国益を十分に勘案し、国民的合意を得た上で、慎重な判断と対応を強く要望してまいります。特に、農業分野における対応、食料自給率確保の手当、公的医療保険制度の扱いなど、市民の利益を十分勘案し、国、県に対して適切な対応を強く求めてまいりたいと考えております。

以上答弁終わります。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 第1回目のご答弁をいただきまして、今度は細かく質問していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、那珂川の増水に伴う被災復旧と今後の水害防止対策でございますが、まず、城東地区の樋門の管理がどうだったのかということが大きな問題でございまして、構造上、これは都市建設課のほうでいただいた資料でありますけれども、これが山あげ大橋に向かっていく城東の国道294号線です。

これが樋門でございまして、城東地区の暗渠排水がここにありまして、そして、今、樋門を

しめると、堤防の南に沿ってここから排水が流れるという仕組みになっているんですけども。

この間、現地でこの霧ヶ沢用水から来る用水路の幅をはかってみましたら2メートル10あるんです。ここで樋門をとめたときに、この堤防に沿って流れる排水口なんですけど70ミリしかないんですね。しかも、底辺に70ミリあるのではなくて、1メートルぐらい高くなって70ミリなんです。だから、樋門をとめると、完全に西野ヶ原用水というか霧ヶ沢用水というか、これがここに停留するという仕組みになってしまっているんですよ。

だから、そういう意味で、何でここ、2メートル10の排水口が来ているのに、それをもし樋門をとめた場合に、那珂川の逆流を防ぐためのここをとめたときに、ここが流れるようにできなかったのか。これは手抜き工事ではないかということで、城東でも大きな問題になっております。

加えて、これはその城東地区の住宅地図であります。これが興野橋です。霧ヶ沢用水が来て、こう流れてきて、市内的那須南病院のほうから来る用水路がこれで、これがここに一手に集まる仕組みになっているんですね。

今回、もう一つ問題なのは、滝田地区の水田の用水の水もここへ来ているんじゃないかと。本来、ここに滝田地区の農業排水を抜く樋門があるということなんだけれども、それがきちんと管理されてなかったんじゃないか。たがら、滝田のほうに降った水も全部ここへ流れたのではないのかということも大きな問題でございますので、その辺の安全管理をきちっとしていただきたいというふうに思うんですけども、もう一度その辺の考え方、どんなふうに考えているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） その構造上の技術的なことについては都市建設課長から補足をさせますが、あの21日の深夜、4時間の状況は、まさに今、議員ご指摘のとおりでございます、私もずっとあそこに張りつめておりましたから状況はわかります。そういう中で、もちろん樋門管理は市にゆだねられておりました。しかし、その側溝等についても、実は私はあそこに行くまでその側溝があることもちょっと認識をしていなかったものですから、後の説明でわかったんですが、状況としてはまさにそのとおりでございます、ただ、救いは大雨が9時ごろあがったということなんですね。

ですから、その霧ヶ沢用水ですか、それと滝田のほうから流れる、当然低いほうに流れるわけですから、この樋門の機能なんかは全く麻痺していたわけでございます。それにまして、この城東地区の低い低地に集まってきたということでございますから、やはりそういうようなことで、この側溝の問題もあれば解決策にはなりません。したがって、国土交通事務所が11月2日に直接所長が市長室に参りまして、そういった説明をしたんですが、納得のいく説明では

ありませんでした。

したがって、その席上、先ほどの6項目を強く要望して、さらに本庁にも掛け合うよというようなことまで了承しながら、要望活動を続けたわけでございまして、その6項目については毎年起きることです、これは。この水害は毎年起きると思います。そのようなところから、喫緊城東の樋門、その排水ポンプ、これを常設にするようなところはまず一番必要なところでございまして、そのようなことに向けて、さらに粘り強い陳情活動を進めていきたいと思っています。

構造上、都市建設課で補足することがあれば。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで、市長の説明はわかったんですが、いずれにしても、あの辺で大丈夫だったのはベイシアの駐車場ですよ。それと、294号バイパスも大丈夫だった。あれはなぜかという、61年水害をベースに、それよりも高く設定してつくっているものですから大丈夫なんですよ。

私、ここで2つ要求したいのは、1つは、ベイシアの駐車場レベルに水没したという言い方は悪いですが、浸水したご家庭8軒ですよ、そこら辺を引き上げてかさ上げをする助成を国のほうでできないかどうか。8軒か10軒ぐらいだと思うので、それをベイシアの駐車場レベルに引き上げれば61年水害ぐらいの水害ならば水没しないということがはっきりしておりますので、その辺が可能かどうか。それがまず1つ。

もう一つは、その辺には水道庁舎付近に浄水場があるんですよ。この浄水場は昭和58年につくられたものなんです。表面は当然ベイシアの駐車場よりはうんと低くつくられております。だから、ああいう水害で今回はすぐなくなったですが、もしずっと何か水没して事故が起きた場合には、一番大事な浄水場の役割を果たさない可能性もありますので、その辺、ライフラインとして、今後そういう水害に遭わない対策をちょっと検討していただきたいというのが2つ目です。

それとあわせて、その大型堤防ができたために、那珂川の水が那珂川の下流に向けて右のほうは堤防が整備されましたけれども、左のほうはまだ堤防がつくられていませんので、この間、ポンプ車が城東地区の水を放水しているんですけど、その対岸のほうでは牛舎にいる牛が流されちゃうということで大変な思いをして、関係者らが牛を救おうというところで努力しているところに放水しているわけですから、これは非常に住民感情もよろしくないということもありますので、ぜひ対岸の那珂川下流に向けて左側ですね、そっちのほうの堤防整備についても今後とも力強くお願いしたいというふうに思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。



○市長（大谷範雄） ベイシア付近の底上げのお話でございます。8軒、床下浸水でございました。床上でなかったのは幸いなのですが、これも消防団の尽力のおかげだと思っています。そのようなところから、その底上げといったところができるか、ちょっと要望等も含めて国と協議をしていきたいと思えます。

浄水場も実はあと10センチで乗ったわけなんです。担当の課長からの報告によりますと、あと10センチだと。これはおそらくこのままでは乗りますよということですから、給水車の準備もしたところがございます。そういったところもありますので、これはやはり水のライフラインは絶対必要不可欠ですから、その辺の底上げ等も検討していきたいと思えます。

また、先ほども申し上げましたように、左岸側、これも一緒に要望いたしておりますので、那珂川左岸ですね、そういったところも含めて、さらに市単独あるいは期成同盟会も活用して、要望活動を続けてまいります。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それはわかるんですけども、床上浸水、床下浸水、何か支援の対応が大分格差があるというような話をある方から受けたんですけども、そういうのについては、床下浸水でも量は全部上げちゃいますし、労力的にはほとんど同じだというふうな話を受けたんですが、その辺、できる限り被害に遭われた方は大変でございますので、ぜひその辺の意をくむ支援対策をとっていただきたいというのが1点。

もう一つは、先ほど6点の要望の中に、一部城東地区の堤防のできていないところがあるんですけども、あれは地権者の問題でなかなか合意が得られなかったというふうに聞いているんですけども、その辺はもう見通しはついているんでしょうか。大丈夫なんですか。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 国のほうに聞きましたら、なかなか難しいので進んでいないという状況でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それができれば、ずっとあの辺は堤防が完成するので、地権者の了解を得るような、これは相手があることですから簡単には得られないでしょうけど、努力は市のほうで進めていただきたい。これは要望でございます。

次に、下流のほうですね。那珂川、荒川、江川の合流部分の対岸の那珂川左岸のほうですね、これも一部土手のかさ上げをしたり、県道を上げたりしたりしまして、その後に遊水池計画というのがつくられるということで、地元では安心していたんですが、全く一向にそれが進んでいないという実情がありますが、この遊水池計画あるいは築堤に向けての見通し、希望があるのかどうか。その辺ちょっと、専門のほうで答えていただきたい。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） この境地区等の堤防とか遊水計画ですね、常陸河川国道事務所のほうに問い合わせしていますが、現在、河川整備計画が策定中なものですから、まだ見通しがたっていないという返事をいただいております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） やはり向田地区の江川水門も含めてずっと那珂川右岸の整備が進められております。その分、那珂川の抵抗が左岸のほうに来て、わざわざかさ上げした下境の土手を決壊して水が北から入り込んだというこの間の浸水でございます。

そういうことも含めまして、築堤を力強く要望していただきたいんですが、もし、あれならば、地域住民も一緒になって要望活動しますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども最初のお答で、平成24年度において国土交通省あるいは地元の国会議員も交えて説明会を実はやっているんですね、遊水池計画については。合併後やっています。そういったところで、私もそういったところの進捗を疑問に感じたものですから、再度常陸河川国道事務所の所長に問い合わせたところ、まだまだ白紙ということで全く進んでいない。非常に遺憾だと思いますので、さらに議員の皆様を初め住民の皆さんとも一緒になって要望活動をさらに進めていかないと、先ほど申し上げましたように、あの地区は毎年起きると思ひます、おそらく。そういった危機感もありますので、早急にこの遊水池計画を進めるべく、さらに強い要望活動を進めていきたいと思ひます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回の台風15号だけでなく、ダムの放流というのも大きな災害を引き起こした要因にもなっておりますので、その辺も含めて、地域住民一緒になって力強く陳情要望しますので、行政のほうでもご努力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市の総合計画の後期計画でございますが、先ほどの説明の中で、私が質問した限界集落、準限界集落、それがどんどんふえているという状況の中で、今までにない、特に団塊の世代の方が65歳以上にどんどんなりつつあるという人口構成の中で、少子化についても大幅に子供の出生率が減っております。

昔、旧両町で300人近かったのが、今は150人から160人というようなところまで落ちております。その要因なんです、きょうの下野新聞でも大卒者の就職内定率が34.2%、それで高卒についても大変低い状況です。63.5%ということで前年を2.4%下回っているというような状況です。

ある高卒で就職を希望している方の話を聞きましたが、栃木県警で高卒男子50人を雇用するというので受験をしたんだそうです。そうしたら、受験者は300人を超えていた。それで東京消防庁、向こうは規模が大きいんですね、高卒を300人ぐらい募集するというんですけども、やはり何千人と受けたというんですよ。宇都宮消防局、これは定員8人雇用するというので200人近く受けている。広域消防ですね、これも一時は定員2名で、つてがないから無理だなんて言ってあきらめたらしいんですが、二次募集で4人というのがあったので、それじゃあ受けようと思ったら30人以上いたということで、ほんとうに今、雇用、大変なんですね。こういう状況がまずあります。

そして、非正規雇用がどんどんふえて、そして年収200万円以下というのが1,000万人を超えている。こういう状況がまずあります。それと、これは出生動向基本調査ということで、人口問題研究所の統計でございますが、10代後半から30代までの独身の方、男性は61人が交際相手がない。女性は49人。そのうち半数は交際相手なんか別にいたっていません。たって構わない、望まない。こういうような結果が出ているんですね。これは大変ですよ。将来の未来を担う若い方が、別に結婚しなくても構わないよ。子供がいなくても構わないよ。これではどんな立派な青写真、総合計画をつくってもだめですよ。そう言いながら、将来は結婚したいというのが85%以上あるんですよ、どちらもね。

だから、なぜこういうふうに相手がいなくても構わない。結婚はしようがないというのは、やはり収入がないから相手に責任を負えないということで、交際相手がなくてもしようがないと思っている人が非常に多いんですね。これはほんとうにゆゆしき問題だなというふうに思うんですけれども。

そういう意味で、5年前につくった総合計画の考え方が、一般的な少子高齢化にあわせてまちづくりを進めるというような安易な方法、当時は一生懸命やったんでしょうけど、今はほんとうに深刻な雇用情勢や若者が置かれている状況が厳しい。そして過疎化がどんどん進んでいる中山間地、こういうものを踏まえて、本市の後期計画についても、じゃあそれをどうするんだという考え方に立った見直しが必要ではないのかなというふうに思うんですけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） まさにそのとおり、同感だと思います。先ほど前期計画の検証からそれを踏まえた形で後期計画に反映させるということと、やはり今、市が抱える大きな重要課題というのは、やはり何と言っても震災からの復旧、復興が第一であります。次は、やはり人口減少、少子高齢化問題ですね。雇用問題、それも含まれますけれども、そのような対応がどうしても必要になります。それに対して那須烏山市らしい施策を講じるということだろうと思

うんですね。そのようなことを念頭に置きながら、総合計画の後期基本計画は玉虫色ではなくて、那須烏山市独自の後期基本計画でありたいと私は思います。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 田舎でも都会でもやはり少子高齢化は進んでいるのは同じでございますが、やはり出会いの場をどういうふうにつくっていくかということで、各自治体では飲食店の方々と協力して、何千人規模での出会いの場で飲み会をするあれをつくっているのをテレビで見ましたが、それがいいのかどうかわかりませんが、ぜひ本市としてもいろいろな民間でやったほうがいいかどうかその辺はちょっとわかりませんが、ご検討をお願いしたいというふうに思います。

それで、これが5年前につくったひかり輝くまちづくりプラン総合計画の概要です。それで、ここにも同じ座標が載っております。それと、これはこの間の11月の市の広報で5年後に同じ調査をした中身です。私が見たら、ほとんど同じですね。全く同じと言っても過言ではないほど答えは大体同じです。

ただ、その中でぐっと上がっているのが、就業のための相談体制、これがこの座標軸のこの辺だったのが、今はぐっと上がっているんです。それだけ就職が大変だなということの答えかなというふうに思うので、雇用の創出に向けた最大限のご努力をお願いしたいというふうに思います。

それで、問題は先ほど市長のほうでちらっと出ましたが、本来は後期計画の策定がもっとスムーズに進められるはずでありましたが、今度の3.11大災害の影響等々でおくれているんですね。もちろん都市再生ビジョンも見直ししなくてはならないということで、今後は地域防災計画危機管理マニュアルを策定して、総合計画、行財政改革アクションプランの策定と進んでいくということなんですが、先ほども答弁がなかったのは、どんなスケジュールでどんな段取りでそれを進めていくのか。時期についてもちょっと説明していただければというふうに思います。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、後期計画策定のスケジュールにつきましてご説明をさせていただきますと思います。

ご案内のとおり、現在、今年度は震災の影響を受けまして、総合政策審議会にてだいま基本構想部分の検証作業を進めております。それらの結果をもとに、平成24年度に入りまして早々、基本計画のまちづくり編の施策チェックですね、95施策の検証作業に入ります。それらをもとに、庁内のプロジェクトチームにおきまして、基本計画の素案を策定する予定でございます。あわせまして、平成22年度に実施いたしました行政経営編の施策チェックの結果を

もとに、行革アクションプランのほうの策定作業を進めてまいりたいと考えております。

これらの作業につきましては、おおむね9月までを目途に素案のほうをまとめていきたいと考えております。できれば9月議会のほうに素案をお示しした上で、重要な計画でありますので、パブリックコメント等の作業を経て、年度内には後期計画をまとめていきたいという作業で考えております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 3番目の質問の自治基本条例の問題と絡んでくるんですけども、問題は、例えば地域防災計画の見直しというのがあるでしょう。これは行政レベルに求められている地域防災マニュアルは当然なことです。問題は、防災意識を市民一人一人がどのように共有をして自覚をして、日ごろから理解とそれに参加する、そういう心構えが大事なわけですよ。

津波のときそうでしょう。役場から連絡がなかったから逃げないというわけにいかないでしょう。それと同じように、やはり行政が本来とるべきリーダーシップあるいは市民の要求にこたえる活動というのがあると思うんですけども、市民の防災意識を高め、そして協力をいただくような行政の姿勢というのが求められると思うんですよ。そういう点で、地域防災計画の見直しの中で、住民の参加と協働、その辺の体制を進めていただきたいと思うんです。

それで、お答えをもらいたいんですが、時間もなくなっちゃうので、栃木市の自治基本条例案素案というものをインターネットで出したんですけども、その中で当然行政とか市とか議会がやるべきことというのは、それは地方自治法や議会の規則とかそういうので決まっているので、もちろんここにも書いてあるんですけども、問題は市民がまちづくりとか市の運営にどのようにかかわるかということが明確でないですよ。だから、この自治基本条例をつくって、市民の皆さんが積極的に行政運営やまちづくりに参加してください。あなた方市民の皆さんこそが主役のまちづくりですよというのを進めなければならないわけです。

先ほど市長のほうからも中身についてはちょっと触れられましたけれども、いずれにしても行政とか議会の役割というのはわかっているんですが、市民の権利と責務というのが明確でないわけですよ。そういう意味で、当然市民の権利は明確ですけども、市民の責務というところに、みずからまちづくりの主体であることを自覚して市民自治を推進する責務ということ載っております。

それと先ほど市長のほうで言われました住民投票ですね。これについても、重要なことについては直接意思を確認するために住民投票を実施することができるということで、有権者としての市民が総員の10分の1の連署をもって住民投票を行うことができると書いてあるんですが、そういうことなのでございますので、ぜひ市民が主役で市民参加のまちづくり、そして行

政運営、行政参加というのを進めていただきたいと思いますと思うんですが、もう一度その辺の考え方、この後期計画の策定の中でどのようにするのか。防災計画の見直しについて市民参加をどのようにつくっていくのか。答弁をお願いします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 震災、そして水害と見舞われた那須烏山市は、今、防災マニュアルの見直しにとりかかっております。そういう中で、今、具体的に進めておりますのは、議員もご指摘のとおりでございまして、住民参加型、そういった防災でなければ、やはり形骸的になる危険性がございます。過日、月次地区で地域を挙げた防災訓練が雨の中、行われました。まさにあのようなことが各自治体について必要でございます。そういった啓発も盛り上げるためにも、住民と協働した防災マニュアルは大きな課題だろうと思っております、当然マニュアルにもそこは含めたいと思っております。

また、今回の震災の24時間停電の中での職員の行動にも大変とまどいがありました。そういった教訓を機に、職員については背番号制でもって役割分担、そういった行動を明確化するつもりでおります。そのようなことも危機管理マニュアルの一環として考えておりますので、ひとつご報告を申し上げます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 続きまして、介護保険の改定に伴う本市の実施計画についての質問であります。私は一般的な国全体の方向での質問をしたような話で、私がここで具体的に聞きたいのは、来年から実施計画が後期計画ということで見直されるんですけども、今まで進めていた介護保険制度が、この改定によってごろりと変わって、例えば要介護1、2の方が介護保険から締め出されるとか、収入のない介護者が施設からそういうサービスが受けられなくなる。そういうふうなことがないようにしているのかどうか。その辺の介護保険の今までの流れとこれからの流れ、移行についてどのように今対策をとられているのか。そこを確認しておきたいというわけです。よろしくをお願いします。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 介護保険の事業につきましては、現在、第4期介護保険事業計画の期間中でございまして、来年から始まる第5期介護保険事業計画の策定を進めているところでございます。今回、6月の介護保険法の改正に伴う新たな事業が幾つかありますが、現在、那須烏山市として考えておりますのは、現行の制度を十分に使いつつ、新しい制度がこの那須烏山市になじむ制度かどうかを十分検証しながら、取り入れていければと考えております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ今までの本市独自の福祉体制を、国の制度改悪によってころっ

と変えないようお願いしたい。よろしくお願いいたします。

次に、市の公共事業の適切な入札執行についてでございますが、随意契約についてもあるいは分離発注についても、いろいろな自治体で契約のガイドラインとか分離発注に関する要項とか、それぞれの自治体でルールをつくってやっているのが実情なんです。

そういう意味で、本市においても公共事業のどういう方が見ても、この間、問題になった日光市のああいう事件が起きるような入札にならないように、本市の随意契約のガイドラインの設定とか、本市の分離分割発注の要項などを策定していただきたいなと思うんですが、これはどのような形でどのような時期までにまとめていくというような考えがあって、今進んでいるのかどうか。その辺、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 分離分割発注、それから随意契約、これらについては、私もこれまで自治法で定めてきたものでやったつもりであります。その中で明快な金額とかそういった目標が、例えば自治法の施行令の5の中で私のほうでそういうことを判断して随意契約をしている部分も、これは一部の考え方によっては、非常に基準が定められていないという面もありますので、現在、ある程度この金額以上についてはそういったものはどうかとか、そういうものを今、指名選考委員の中で検討してございます。

まだ結論は出ておりませんが、できれば来年の給食センターもございまして、そういう分離分割の発注の考え方もありますので、そういったものを目標に試行的にやりつつ、正式には平成24年度の公共工事からできるように、今検討している段階でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そこで、大きく抑えていただきたい点は定価問題なんです。例えばこういう空調がありますよね。これがメーカー希望価格とか、定価とかいうのがあって、それをうちのほうの設計では、定価で載せているというのが普通例なんです。ところが、それが自治体の流通価格ではもっと半分以下に抑えて取り引きされている場合が多くて、これは全国的に問題になって、公正取引委員会とか国土交通省が調査に入ろうとしたら、メーカーの側で自主的に去年の11月から、実際の価格はこれですということで半分以下に抑えた、これは、同じ型式で見ればはっきりわかるんですけども、金額が変わっているんですよ。

だから、市のほうでももっと勉強して、例えば宇都宮なんかは、市と町の公共工事、この空調工事ね、メーカー発注ですからね。何百台という数を、メーカー発注。そして、メーカーさん、幾つか集まってもらってそれで契約するんですけども、そのメーカーに条件をつけるのは、地元の業者団体、組合みたいなのがありますよね。そこを使って設置しなさいと。仕事は間違いなく宇都宮の業者に入るんです。しかし、原材料についてはそれぞれのメーカーが競い

合ってやるから、半分以下の安い、ここに書いてある数字よりも安い価格で取り引きされているんです。それで何百台ですよ。

うちのほうは、定価定価で、この間の烏山中学校の随意契約が6,000万円でしたけれども、私がざっと計算したって3,000万円のできる仕事ですよ。そういうことでは困りますので、税金のないまちなんですから、そういう意味で、どうもその辺が設計屋任せ、業者任せになってはいしないのかと。もっとシビリアンコントロールがきかないのかと。役場のほうで仕事を発注するんですから、税金を使わなくていいものができればいいわけでしょう。しかも、地元落ちるのがね。そういうことを真剣に考えていただきたいなというふうに思います。

学校給食センターについては、本体工事と機械設備や電気設備工事はぜひ分離分割発注でお願いしたいと思うんですが、仮に、それを一括発注でやられるというようなことになると、私としてはその公共工事が適切かどうか。公共工事の指導管理監督庁である国土交通省とか公正取引委員会に正式にお伺いをたてて聞いてみたいというふうに思いますので、お含みおきをお願いしたいと思います。

最後に、TPPの問題でございます。いずれにしても、野田首相は国益国益と言うんだけど、国益と言いながら国益とは何かというのを語っていないんですよ。問題は、国は国でもアメリカ国の利益なんですね。そのTPPに参加する全体のGDPは、80%近くがアメリカと日本で持っているんですよ。

つまり、アメリカと日本のFTAのような問題ね、簡単に言うと。そこで、日本が戦後ずっと築き上げられてきた医療だとか社会保障だとか、例えば郵便の保険とか、そういうものが多国籍企業とかそういうのが資本を日本のそういうところに入れて、それをいろいろなところに参入させると言ったら、それはだめだとか言ったら、どんどん訴訟を起こされるということで、ISD条項というのが今非常に問題になっているんですね。

そういうことで、何か中小企業に仕事がふえて経済が助かるみたいな幻想を抱いている人は、とんでもないことですからね。多国籍企業は確かにもうかるかもしれませんが、しかし、日本国内に籍を置いてまじめに働いている中小企業は、私は大変な目に遭うというふうに思いますので、その辺の幻想が抱かれないように、成長戦略どころか地域経済と雇用内需に大打撃で破壊されるというふうに私は思っているんですが、その辺、市長は、先ほど経済団体は成長戦略でいくらか助かるようなことを言っていますけれども、本当に市長は、その辺、大丈夫なんですか。どう考えているんでしょうか。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど一方の話は、私はこの数少ない情報の中での一般論として申し上げました。私もこの日本国益を十分に勘案して、この国民的合意の上で慎重な判断と対応と



というのが結論でございますから、そういった意味では今の対応をそのまま持ち込むということになると、これは国民に対する影響がかなり大きいことは明確でございますので、慎重な判断と対応を求めたいと思っております。

特に、農業分野では、やはり関税撤廃前にやることがあるんですね。農業改革と所得補償なんです。こういった確立もできていないまま、今の10倍にふやす、15倍にふやすと言っていますが、そういう無理なことを言っても無理なんです。中山間地で今の20町歩を耕すことはできないでしょう。やはりそういったことを含めれば、そういった交渉の前にまずはやるべきことはあります。そういうことを強く要望していくということだと思います。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 10倍、20倍では間に合わないんですよ。日本のアメリカが150倍、オーストラリアは1,500倍から3,000倍ということですから、10倍じゃ間に合いませんので。

それと、JAのほうからも市のほうにTPP阻止の協力をとということで依頼が来ていると思いますので、その辺も踏まえて、日本は今一番問題なのがこの間も調べましたけど、円高なんです。その円高対策もしないで、TPPだの消費税増税だのなんてやったら、どんどん消費が冷え込んで、日本は1,000兆円も借金していてギリシャのようになっちゃうと言うけど、650兆円も資産を抱えて、しかも国債は国内でほとんど持っているんでしょう。だから、ギリシャのようには絶対ならないんです。だから、量的緩和策で東北の復興財源10兆円を1万円札を増し刷りしてやればいいんですよ。そうすれば、10円下がって、そういうことです。終わり。

○議長（滝田志孝） 答弁はよろしいですか。

○議長（滝田志孝） 以上で17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時17分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、12番佐藤雄次郎議員の発言を許します。

12番佐藤雄次郎議員。

〔12番 佐藤雄次郎 登壇〕

○12番（佐藤雄次郎） 本日は11月30日でございます。あしたから、いよいよ師走の月になるわけでございます。一般質問、本日最後の時間を与えられました。それでは、通告に

従いまして質問をいたします。傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまです。一人、見かけたような人がいますけれども、よろしくお願ひします。

質問事項は大きく分けまして3項目でございます。まず、1点目は災害復旧工事にかかる項目、2点目は教育問題についてでございます。3つ目は北朝鮮による日本人拉致問題についてでございます。

まず、1点目の災害復旧工事につきましては、3. 1 1 震災及び1 5号台風に関する調査設計、発注等の進捗状況について伺うものでございます。まず、3. 1 1 震災に関する公共施設復旧につきましては、6月、また9月の議会、全員協議会等で調査完了の説明がありまして、現時点では工事の発注あるいは調査設計中であるものと認識をしております。特に、1 5号台風につきましては、予想外の雨量と3. 1 1 震災の影響もありまして、大きな災害をもたらしました。中でも、農地農業用施設の被害状況につきましては、栃木県下の農業振興事務所管内のうち、特に塩谷南那須管内は被害が大きく、被害箇所、被害額ともに60%を超えているというふう聞いております。

担当課につきましては、特にこの災害査定等に連日その対応に追われているものというふう存じます。これらを含めて、現段階の市における公共施設を初め市道、農道、農業用施設等全般にわたりまして、その箇所数及び工事費等について伺うものであります。あわせて激甚災害対象部についても伺うものでございますが、これにつきましては、先の渡辺議員、平塚議員の質疑応答の中でございましたので、再質問は何問かに絞って申し上げたいと思っております。

2点目は教育問題についてでございます。これは適用指導教室、いわゆるレインボーハウスについて伺うものでございます。レインボーハウスは不登校児童生徒を受け入れる施設として市内の宮原に設置されており、受け入れる範囲は那須烏山市及び那珂川町の児童生徒でございます。そこへ通級という言葉を使うんですね、その認められた人たちが通っているという施設でございます。

不登校児童生徒の数につきましては、ある統計では全国で10万人とも言われており、大きな社会問題になっております。不登校の原因につきましては、いじめとか社会環境、家庭環境、あるいは児童虐待等があるようでございます。不登校が長引くと、自宅に引きこもるという状況になってしまいます。このような状況に陥る前に、再び学校に復帰できるように指導する施設がレインボーハウスでございます。

そこで3点について伺うものでございます。まず、1つ目は、現在の児童生徒の通級の状況について。2つ目はレインボーハウスの施設の管理上、何か課題はないか。3つ目は保護者、学校側と指導教室の連携について連携はいかになっているのかについて、この3点について伺うものでございます。

3点目、最後でございますが、北朝鮮による日本人拉致問題についてであります。北朝鮮による日本人拉致事件は、いまさら私が説明することもございませんが、今からさかのぼること30年前、昭和50年代に起きた前代未聞の大きな事件でありました。

その間、国においては、政治的解決を試みた経過の中で、平成14年に5人の拉致被害者が帰国いたしました。それ以来、拉致問題は硬直状態であり、何の進展もありません。国内においては、民間レベルで救う会という全国協議会が結成されまして、各地での集会、また、街頭署名活動等が行われているようでありますけれども、国民の関心は、年月の経過とともに薄れてきたように思います。

問題が問題だけに、政治的決着を待つしかないのかなというふうには考えますが、我が国の国家主権と国民の生命、安全にかかわる重大な問題であります。私、国民の一人として、傍観者になるなかれ。当事者たれを日ごろ心にとめております。市長の所感を伺うものでございます。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは12番佐藤雄次郎議員から、災害復旧工事について、教育問題について、そして北朝鮮による日本人拉致問題について、大きく3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、災害復旧工事についてお答えをいたします。まず、3.11大震災、台風15号被害の復旧工事の箇所数及び復旧費でございます。本日、渡辺議員、平塚議員の質問の中で一部答弁しておりますので、繰り返しとなりますこととご了承いただきたいと思います。

まず、3.11大震災の復旧工事費であります。予算ベースで申し上げますと、公共施設が36カ所、約2億円、市道が122カ所、約2億2,200万円、林道が8カ所、約1,560万円、農地農業用施設が48カ所、約8,400万円でありまして、計5億2,160万円を予算に計上し、復旧に当たっているところでございます。

なお、今後の施設の復旧方針が決まらず、手つかずの公共施設及び廃止が決まった公共施設は計5カ所、これらは自然休養村、観光物産センター、いかんべ記念館、南那須武道館、学校給食センターの被害額でございますが、復旧することと仮定をして算出した見積もり概算額は、約9億9,600万円であります。

これらのうち、公共施設でございますが、特に子供の教育に強くかかわる学校関係では、平成22年度会計で応急復旧費として13件、約450万円を充てたところでございます。平成23年度に入りまして30件の復旧事業のうち28件、約2,900万円を完了し、残りは下

江川中学校の体育館及び校舎外構工事と荒川中学校の校庭のり面工事の約3,300万円でございまして、年度内の完了を予定いたしております。

市道は、国庫補助事業が11カ所、9,063万6,000円、市単独事業が105カ所、1億936万4,000円、住宅団地内道路6団地1,500万円でございます。このほか、平成22年度に市道の単独応急復旧費といたしまして31カ所、748万1,000円を別途予算化いたしております。

市道の復旧工事は、現在までにほとんど完了しておりますが、残っておりますのが、大変ご迷惑をおかけしております興野大沢線と大赤根逆川線の2路線であります。また、市道を占有する芳賀台地土地改良区の工作物の被害により、2路線に影響が出ておりますが、いずれも早期完了を目指して、現在工事を進めているところでございます。

農道、農地、林道等では国庫補助が農地15カ所、3,747万5,000円、農道が4カ所、1,128万9,000円、水路14カ所で1,684万4,000円、林道1カ所、680万円でございます。

台風12号につきましては、幸いに市内で大きな被害はございませんでした。

台風15号の復旧工事費であります。渡辺議員、平塚議員の質問でもお答えをいたしております。国の査定が終了していない事業があることから概算額となりますので、ご了承いただきたいと思っております。公共施設が3カ所で約300万円、市道が75カ所で約4,200万円、林道が3カ所で約600万円、農地農業用施設が300カ所で約3億8,000万円となっております。総額約4億3,100万円と見込んでおります。

詳しく申し上げます。市道では国庫補助事業が7カ所、1,200万円、市単独事業が23カ所、2,240万円、市単独応急事業が45カ所、760万円でございます。これらは昨日議決をいただきました一般会計補正予算に計上したところであります。

市道の復旧スケジュールでございます。国庫補助事業につきましては、国の災害査定が12月7日から9日に実施をされまして、市単独事業23件ともども来年1月上旬に発注、年度内に完了する予定でございます。

農地農業用施設のうち、国庫補助分は農地64カ所で9,580万円、頭首工、農道、水路等の農業用施設59カ所で1億8,180万円出でございます。これ以外の市単独事業が177カ所、約1億円と見込んでおりまして、年度内発注を目指しております。また、その他の公共施設につきましては、昨日議決をいただきました一般会計補正予算に計上しておりまして、速やかに事業を実施したいと考えております。

なお、参考までに、烏山土木事務所管理の道路でも5件、1,660万円の被害があり、河川では荒川で10件、3億1,550万円の被害があったと聞き及んでおりますので、ご報告

申し上げます。

次に、激甚災害についてでございます。政府は先の大震災、そして台風12号を激甚災害に指定いたしました。台風15号につきましては、農業施設関連被害のみを激甚災害に指定することを閣議決定をいたしております。このため、本市では台風12号の被害はありませんでしたので、大震災の国庫補助事業と台風15号の農業施設関連の国庫補助事業が激甚災害の対象となる見通しであります。

具体的に、大震災で公共施設は9カ所、事業費1億471万1,000円、市道が11カ所、9,063万6,000円、農地農業用施設が33カ所、6,560万5,000円。林道1カ所、680万円であります。

台風15号では、農業施設関連のみで123カ所、2億7,760万円でございます。

教育問題については教育長答弁とさせていただきます。

北朝鮮による日本人拉致についてお答えをいたします。この問題は、日本人の生命と安全に大きな脅威となります非常に残酷な事件であります。政府が認定をした拉致事件だけでも12件、被害者は17人に上っておりまして、うち5人は平成14年の日朝首脳会談後に帰国をいたしました。残る12人の行方はいまだ不明のままであり、これ以外にも拉致の疑いを否定できない人々が多数いると言われております。

政府も、拉致問題に関する対応を協議し、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同問題への戦略的取り組み等総合的な対策を機動的に推進をするため、内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、北朝鮮に対しては対話と圧力の姿勢で拉致問題の解決なしに国交正常化はあり得ないという方針を定め、日本独自の経済制裁等を継続しているところであります。

ご質問の支援団体であります。平成9年に拉致被害者の家族による家族会結成を契機に、その支援団体が各地で生まれ、救う会が結成をされておりました。加盟団体は全国で40に及んでおります。

栃木県に支援団体はございませんが、近隣では群馬県、埼玉県、福島県に救う会加盟組織がございます。ブルーリボン運動等を展開いたしております。また、超党派の国会議員による北朝鮮に拉致をされた日本人を早期に救出するために行動する議員連盟や地方議員の有志による拉致議連も結成をされております。

私の所感でございますが、この問題は日本人に対する主権侵害ばかりか、重大な人権侵害であります。許しがたい行為であると考えております。この問題が長期にわたり膠着状態にあるという厳しい状況が続いていることに、拉致被害者とその家族、関係者の皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、この問題を早期に解決し、拉致された人々が一刻も早く帰国し、

平穏な生活を取り戻せることを祈っております。さらに再びこのような事態が発生しないことを心より願うものでございます。

以上、答弁終わります。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 私のほうに教育問題、適応指導教室、通称レインボーハウスと申しますが、3点についてご質問をちょうだいしておりますので、順次お答えを申し上げたいと思います。

適応指導教室、レインボーハウスの設置目的でございますが、何らかの心因的な要因を抱いた子供たちが、学校に行きにくい。その子供たちが集い、自己の確立、自立を求めて学ぶ教育機関でございます。何らかの心因的な要因でございますが、私どもは軽度の発達障害、いわゆる情緒障害あるいは自閉症、LD、学習障害あるいはADHD、注意欠陥・多動性障害、また子供同士のいさかい、あるいはいじめ、家庭の問題を起因とする子供の心理的な葛藤、あるいは青年前期特有の心の不安定な要因、虐待等々非常に多岐にわたる心の痛手を負っている子供たちが集う教育機関でございます。

お尋ねの児童生徒の通級の状況でございますが、レインボーハウスには現在7名の児童生徒が通級しております。内訳は小学生3名、中学生5名、そのうち1名は那珂川町からでございます。さらに、適応指導教室には通級しておりませんが、訪問支援として学校の特別教室等に通う児童生徒の支援を行っており、現在、中学生2名の訪問支援を行っております。そのうち1名は那珂川町の生徒でございます。

2つ目の施設管理上の課題でございます。現在、旧宮原児童館を利用させていただいております。建物の老朽化が懸念されているところでございます。また、公共機関、いわゆる公共交通機関が利用しにくく、ほとんどが保護者の送迎による通級でございます。那珂川町との共同運営であることも考慮いたしますと、公共交通機関が利用しやすい立地が望ましいと考えているところでもあります。

3つ目の保護者、学校側との指導教室の連携でございます。レインボー教室に入級するにあたっては、保護者と学校、そして教育委員会、主に、すこやか推進室の間で、それぞれ児童生徒に合った教育環境について話し合いを進め、適応指導教室の入級案内をいたします。その後、本人と保護者がレインボーハウスを見学した後、仮入級という形で通級がスタートいたします。

仮入級の段階で、適応指導教室では保護者と面談しながら、学習内容や活動について検討してまいります。その内容をもとに、学校、教育委員会、適応指導教室で児童生徒への指導目標あるいは指導内容について、出欠等の連絡の確認、通級手段の確認など細部にわたる打ち合わせを行っております。

仮通級では、学びの様子を確認した後、学校、保護者との共通理解を図りながら、正式に入級となります。また、校長を初め担任、児童、生徒指導担当者が適応指導教室に足を運んで、児童生徒に自立を求める激励の声をかけたり、適応指導教室の先生方に学びのようすを伺ったりするなどの厚い連携のきずなを絶やさないような努力をさせていただきます。

やがて、ここで学んだ子供たちがしっかりと自己を見つめて自己確立、自己自立を図り、学校に復帰できるよう関係機関、子供、保護者、学校、教育委員の厚い連携のもとに、子供に期待を抱かせるよう最大の努力を傾注してまいりたいと思っております。

以上、第1回目の答弁といたします。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） それでは、何点か再質問をいたします。まず最初に、災害復旧関連でございますけれども、これにつきましては、先の渡辺議員、平塚議員の質疑の中でもあったように説明がございましたので、おおむね了解はいたしました。それで、二、三点、担当課長に伺いたいと思います。

昨日の担当課長のほうからもお話がございましたが、15号台風については激甚災害の指定を受けたということでございました。その受益者の負担割合ですね、10%ということで渡辺議員のときにも市長の答弁等がございました。それで、激甚の指定を受けた場合、補助率が90%を超えると思うわけですね。これらは雨量とかその地域の範囲などで算定されるわけでございます。これは指定を受けて、多分今の時点で何%かわかれば伺いたいということがございます。多分今までの例から言っても92%とか95%とか大分高い、それらの災害の内容によってですけれども、と思いますので、ひとつそれをお願いしたいということ。

きのうの説明では、農地債、国補助が農地で50%、農業施設が65%の補助だということでしたね。それが受益者の10%と合わせて100%になるわけだけども、そうすると、県と市の負担割合が、例えば農地の場合は国が50%、県と市が何%なのか。それを農業施設も合わせてお聞きしたいということ。

調査設計費も事業費の中に含んで災害復旧の補助率の中に設計費も含んだパーセンテージで算定されるのか。それとも、調査費は別だよということであるのか。要するに工事費プラス実施設計費も合わせて激甚災害の補助率で乗じたものになるのか。それを伺います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。特に3月11日の大震災、また、9月20日からの台風15号の被害等につきまして、私ども農政課、農地が全体の市の面積の23%、山林が47%を占めておりまして、私ども、市の面積の70%をカバーしている状況でございます。不眠不休でその災害にあたっていたところでございます。

特に、農地は地域の有限な資源でございまして、また、農地は人の手による維持管理が入ることによりまして、その効能が発揮される。こういう位置づけになっております。そういうことで国庫補助等について手厚い保護があるというのは、既に議員各位ご案内のとおりでございます。

このお尋ねの台風関係の災害でございますが、台風15号につきましては、10月19日の激甚災害の交付指定の告示がなされたということでございまして、それに伴いまして補助率は通常農地で50%、農業用施設で65%なのでございますが、それが今までの実績ですと83%程度には上がる。場合によりましては90%を超えるというのは可能なのでございますが、ただ、今回の場合、頭首工、堰が6カ所被災を受けておりまして、特に境地区の境堰は62ヘクタールの受益面積と何百人の受益者がおりますので、1戸当たりの戸数でその費用負担額を調整する。そういう作業が生じてまいります。荒川の堰も同様でございます。

本郷の田んぼ、そうしますと、これは増高申請と言いまして、私ども土地改良の専門用語なのでございますが、1人当たりの1戸当たりの負担額が幾らになるか。そういう三次元方程式で解かなくてはなりませんものですから、今一律何%というのは軽々には申し上げられませんが、90%に近い数字が出てくるのかなど。こういうことで今その作業準備にあたってございます。

続きまして、10%の負担でございますが、基本的に激甚災害に対処するための特別措置法という法律で国が負担することになっておりますが、残りの補助残につきましては、基本的にはあとは受益者なのでございますが、那須烏山市は市が10%を負担するというので、町村合併以来、なってきたでございます。

県の補助はございません。県の補助は国の直轄事業で原形復旧する場合のみということでございますので、市町村事業として土地改良事業で災害復旧をする場合には県の補助はございません。したがって、受益者負担の10%と残りを市が負担するというのでご理解を賜りたいと存じます。

なお、設計費等についての取り扱いでございますが、これは総事業費の中にカウントいたしまして、そういう中で全体工事費、設計費、そういうことで費用のご負担をお願いしているという状況でございます。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） 不眠不休はよくわかりました。それはもうさっきの質問でも申し上げたとおり、それは大変ご苦労さまです。増高申請はやってもらって、費用の調整額のことをお話がありましたけれども、端的に言えば、10%は市が負担をして残りが受益者ということではなくて、もし95%というふうに補助率がなった場合、5%が受益者という理解でいいん



ですか。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 一般論で申し上げます。仮に1,000万円総事業費がかかるとした場合、9割が国から出ますと残り100万円でございます。その10%は受益者負担という考えでいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） そういう理論でいきますと、増高申請して95%になった場合の残りは5%ですよ。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） やはり考えは同じです。残りの5%に対しての10%をご負担いただくという考えでございます。やはり農地は個人の資産ですので、その資産形成に全額公的補助というのはいかがなものか。そういう議論もあることですので、そのようなご負担をいただいているということでございます。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） 私も何十年か前に経験したものだから、ちょっと聞いて申しわけなかったけど、わかりました。

それではそういうことで、調査設計費も含んでいるということですよ。

それと、査定に入るわけですが、査定については国のほうの一方的な査定という見方で今までも進められてきているんですよ。今後、12月の何日か査定が入るようです。できるだけ、これは県の職員も一緒に査定に入るわけですが、できるだけ現地の説明をよくやっていただいて、その辺を理解してもらうように査定官にもできるだけ査定率を上げるように、今まで査定率は70%ぐらいが平均になっていけばいいとかあったんですけども、できるだけ現場に先に行って、草刈りもやっているようですので、杭もちゃんと打っておいて現地をよく見てもらって、こっちがリードするぐらいの、まず現地をよく確かめて説明するというふうなことでお願いできればと。

ただ、先ほど不眠不休でやっているんだよ。もうそんなに確かに何カ所もあるから、何カ所どころじゃないですよ。だから、大変だと思いますけれども、地元の受益者も一緒に草刈り等も手伝うわけなので、その辺は協力してもらって、受検体制も気持ちよくやってもらう。そうすると、査定官も気持ちよく査定してくれますから、よろしくお願いします。災害については以上で了解いたしました。

それでは、次のレインボーハウスについてでございます。これにつきましては、教育長から詳細な説明があったわけでございます。また、一番の通級の状況、これについてはいろいろな

ケースがあるわけですね。不登校の原因、不登校の児童生徒を受け入れるわけですから大変なことだと思います。特に、心の病というか、精神的な心のあれを気にしているというのは十分わかります。

ただ、そこに行くまでに、いじめとか、いろいろななかなか表面に出てこない。それが残念なことにわかりにくいわけですね。それで、残念ながらレインボーハウスにお世話になるということになるわけですが、その前に何とか対応できなかったのかなという思いはあるわけですが、それとあわせて、レインボーハウスに入る前に学校の保健室登校というのが一部あるようで、レインボーに行く前に直接学校の保健室に入っている子供さんがいるというふうに聞いておりますけれども、その実情と保健の先生ですね、これは特別教室であるのかどうかちょっとそれはわかりませんが、保健の先生の対応、また、市内の小中学校で、そういうケースがどのぐらいあるのか、ちょっとお願いします。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） レインボーハウスに通う子供たちの心理的要因は、佐藤議員ご案内のとおりでございます。本当に私どもも学校と厚い連携を図りながら、子供たちがつまづかないように学級担任あるいはカウンセラー、あるいは学校にいる教育相談員等と努力をしておりますが、見えにくいところも議員がおっしゃるとおりでございます。

できる限り努力をしているわけですが、子供たちから訴えのあったものについては1つは保健室、保健室は評価をされないところなので、子供たちが行きやすいところなんですね。あわせてすべてカウンセラー的資質を持った先生方ですので、子供たちも安心してそこなら来られる。やがて、保健室から学ぶ意欲が高揚したときに、教室は行けないが特別教室、学校で保健室から教室まで戻るまでの中2階的な教室をつくってございます。

そこで、学びながら、心が非常に高揚して学ぶ意欲がハートいっぱいになったときに教室に戻れるような教室をつくってございます。特別教室に行きにくい。学校の中にあるがゆえに行きにくいという子供が適応教室、いわゆるレインボーハウスのほうに通うということでございます。できる限り普通教室で学べるように、子供たちの心の悩みを表情でキャッチできるように、これからも私ども研修を重ねて子供に沿うように努力してまいりたいと思います。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） 今のところ、保健室へ直行といいますか、保健室登校になっているケースはないと、現時点では。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） ないということではなくて、これはあります。あるのは事実でございます。また、特別教室に通う子供たちもおります。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） 学校へいかに早く復帰するかということが大きな課題といたしますか、それが目的でしょうから、このレインボーハウスというあり方は。レインボーハウスへの通級期間というのは原則として半年。そして、年度の終わりには教室から出るといいますか、退級するという事になっているようです。

この原則論にのっとっていくと、大体はこのようなケースで終わっているのかいないのか。また、1年延びるとか、半年延びるとか、その辺の今までのケース、どのような状況であるのかを伺います。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） レインボー教室で半年間、専門の先生に心滿つるようなご指導をいただいて、元気が出て学校へ復帰するという意欲、そしてその半年間学んだ後、チャレンジ、学校に復帰するためのチャレンジタイムを設けてございます。まず、週1回、月曜日に行ってみましょうとか、あるいは週1回、大好きな美術の時間に行ってみようとかという試みをしながら、少しずつ教室に入れるような努力をしております。

やがて、レインボー教室出身の子供たちが、自分の願いがかなうような高校進学、やがて大学進学まで至って国立大学にも合格した子供たちもおりますので、私どもはレインボー教室の位置というのは非常に重要だと思っています。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） そうすると、期間から言うと、この教室の果たしている方針といたしますか、計画の中で大体は学校に復帰をしているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 理想的な像は、本当にわずかでございますが、半年でなかなかクリアできないものについては、半年、1年あるいは1年半あるいは2年という時間は必要になってきます。いわゆる心が学ぶ意欲、学校に行くという意欲に満たされない限り復帰できないものですから、いろいろな専門的な療法を駆使しながら子供の悩みを払拭して、子供のエネルギーを満たした時点でチャレンジタイムで挑戦し、そして復帰させたいという努力を私ども重ねてございます。それは成功率というのは100%というわけにはまいりませんが、努力は全員復帰という気持ちでやってございます。

○議長（滝田志孝） 12番佐藤雄次郎議員。

○12番（佐藤雄次郎） 今の保護者、学校側と教室の連携についてはわかりました。

次に、最後ですけれども、管理上の課題の中で、答弁の中でその建物、施設の老朽化という

のがございました。実は私も2週間ぐらい前に見てまいりました。そのときは子供さんが3人いたわけですが、前の宮原児童館を利用しているということですね。静かなところだというふうに感じました。ちょっと市街地から離れていますけれども、それで、これは今後、文教福祉、渡辺委員長とも後で相談をして、勉強を見たほうがいいのかなど。視察研修をしてそのように私どもとしては思っております。そのときはぜひ案内をしていただいて説明をいただければと思います。以上で、このレインボーハウスについてはこれで終わらせていただきます。

次に、最後でございませうけれども、北朝鮮関係でございませう。これは政治的な話でございませうので、この場でどうかというのはなかなか難しい点ではございませうが、市長の所感を聞いて、その今の立場といひませうか、それはそれでよく理解をいたひませう。

まず、これは今までの国、政府の取りひ組みが答弁のあつたとおりで経過をしてきた。今後はその政府の取りひ組みとあわせて、国民全体の盛り上がりが必要ではないかと私は個人的に思ひませう。やはり国民一人一人が問題意識を持つということが一番大事だといひうふうに思ひっているわけではございませう。

このことについては、私も国民の一人としてもう一度申し上げますが、何事もこういう大事なことは国を挙げての大きなもの、今度の災害もそうですけれども、傍観者にはなるなかれ。当事者になれといひうことは、今後ともこの拉致問題も肝に銘じて、私はまいりたいと思ひっております。ちょっと話が大きくてこれはなかなか解決するといひうようなことはありませんが、問題の意識として私はいつまでもこれは考えていひたい。高校野球と同じぐらひです。

そういひうことでありますので、これで終わります。ありがとうございませう。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 北朝鮮による日本人拉致問題につきましては、先ほども申し上げましたけれども、この日本に対する主権侵害ばかりか重大な人権侵害でありまして、許しがたい行為であります。今、議員もご指摘のようひ、この拉致問題を風化させないこと、これがまず第一だと思ひうんですね。ですから、災害もそうではございませう。この震災を踏まえて、時間とともに薄れ去るといひうことが日本人の悪い癖ではございませうけれども、そういひうことがなきように、こひういった国際的な残酷な問題は風化をさせないで、さらに政府に強く働きかけて、一日も早い平穏な生活を取り戻せることを願うといひうことでございませうので、繰り返しになりますがおひうのような所感ではございませう。

○12番（佐藤雄次郎） ありがとうございませう。終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で、12番佐藤雄次郎議員の一般質問は終了いたひませう。

---

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたひませう。次の本会議はあす

12月1日午前10時から開きます。本日は、これで散会いたします。ご苦労さまでした。

[午後 3時08分散会]